資料１－１

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第３次）について

（答申）

（案）

平成23年1月31日

文　化　審　議　会

目　次

第１　文化芸術振興の基本理念　・・・・・・　１
　１．文化芸術振興の意義　・・・・・・　１
　２．文化芸術振興に当たっての基本的視点　・・・・・・　１
　　（１）文化芸術を取り巻く諸情勢の変化　・・・・・・　２
　　（２）基本的視点　・・・・・・　２
　　①成熟社会における成長の源泉　・・・・・・　２
　　②文化芸術振興の波及力　・・・・・・　３
　　③社会を挙げての文化芸術振興　・・・・・・　４
第２　文化芸術振興に関する重点施策　・・・・・・　５
　１．六つの重点戦略　～「文化芸術立国」の実現を目指して　～　・・・・・・　５
　　重点戦略１：文化芸術活動に対する効果的な支援　・・・・・・　５
　　重点戦略２：文化芸術を創造し，支える人材の充実　・・・・・・　６
　　重点戦略３：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実　・・・・・・　６
　　重点戦略４：文化芸術の次世代への確実な継承　・・・・・・　７
　　重点戦略５：文化芸術の地域振興，観光・産業振興等への活用　・・・・・・　７
　　重点戦略６：文化発信・国際文化交流の充実　・・・・・・　８
　２．重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項　・・・・・・　９
　　（１）横断的かつ総合的な施策の実施　・・・・・・　９
　　（２）計画，実行，検証，改善（ＰＤＣＡ）サイクルの確立等　・・・・・・　９
第３　文化芸術振興に関する基本的施策　・・・・・・１０
　１．文化芸術各分野の振興　・・・・・・１０
　　（１）芸術の振興　・・・・・・１０
　　（２）メディア芸術の振興　・・・・・・１０
　　（３）伝統芸能の継承及び発展　・・・・・・１１
　　（４）芸能の振興　・・・・・・１１
　　（５）生活文化，国民娯楽及び出版物等の普及　・・・・・・１２
　　（６）文化財等の保存及び活用　・・・・・・１２
　２．地域における文化芸術振興　・・・・・・１３
　３．国際交流等の推進　・・・・・・１４
　４．芸術家等の養成及び確保等　・・・・・・１５
　５．国語の正しい理解　・・・・・・１５
　６．日本語教育の普及及び充実　・・・・・・１６
　７．著作権等の保護及び利用　・・・・・・１７

８．国民の文化芸術活動の充実　・・・・・・18
（1）国民の鑑賞等の機会の充実　・・・・・・18
（2）高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実　・・・・・・18
（3）青少年の文化芸術活動の充実　・・・・・・18
（4）学校教育における文化芸術活動の充実　・・・・・・19
９．文化芸術拠点の充実等　・・・・・・19
（1）劇場，音楽堂等の充実　・・・・・・19
（2）美術館，博物館，図書館等の充実　・・・・・・20
（3）地域における文化芸術活動の場の充実　・・・・・・21
（4）公共の建物等の建築等に当たっての配慮　・・・・・・21
１０．その他の基盤の整備等　・・・・・・22
（1）情報通信技術の活用の推進　・・・・・・22
（2）地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等　・・・・・・22
（3）民間の支援活動の活性化等　・・・・・・22
（4）関係機関等の連携等　・・・・・・23
（5）顕彰　・・・・・・23
（6）政策形成への民意の反映等　・・・・・・23

別　添　：　重点戦略の戦略目標，評価の進め方・指標（例）　・・・・・・24
重点戦略の工程表（およその見通し）　・・・・・・28
各ワーキンググループにおける意見のまとめ　・・・・・・32

概　要　：　文化芸術の振興に関する基本的な方針（第３次）について（答申）の概要　・・・・・・66

参　考　：　文化芸術振興基本法　・・・・・・74
諮問文　・・・・・・80
委員名簿　・・・・・・84
ワーキンググループの設置について　・・・・・・86
審議経過　・・・・・・90

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）（以下「基本法」という。）の施行後，基本法第7条第1項の規定に基づき，文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が策定され，文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進が図られてきた。

第1次基本方針（平成 14 年 12 月 10 日閣議決定），第2次基本方針（平成 19 年2月9日閣議決定）に続く，第3次となる本基本方針は，文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第2次基本方針を見直し，今後おおむね5年間（平成 23 年度～平成 27 年度）を見通して策定するものである。

本基本方針においては，第1で「文化芸術振興の基本理念」として，文化芸術振興の意義及び文化芸術振興に当たっての基本的視点を示した上で，その基本理念の下，重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）を第2で，基本的施策を第3で，それぞれ定めている。

なお，本基本方針については，諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ，柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

第１　文化芸術振興の基本理念

１．文化芸術振興の意義

文化芸術は，最も広義の「文化」と捉えれば，人間の自然との関わりや風土の中で生まれ，育ち，身に付けていく立ち居振る舞いや，衣食住をはじめとする暮らし，生活様式，価値観など，およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で，「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると，その意義については，次のように整理できる。

①豊かな人間性を涵(かん)養し，創造力と感性を育むなど，人間が人間らしく生きるための糧となるものであり，②他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし，人間相互の理解を促進するなど，共に生きる社会の基盤を形成するものである。また，③新たな需要や高い付加価値を生み出し，質の高い経済活動を実現するとともに，④科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において，人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。さらには，⑤文化の多様性を維持し，世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術は，人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に，個人としての，また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する，何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって，国民全体の社会的財産である。

また，文化芸術は，創造的な経済活動の源泉であるとともに，人々を惹(ひ)き付ける魅力や社会への影響力をもつ「ソフトパワー」であり，持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから，我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は，このような認識の下，心豊かな国民生活を実現するとともに，活力ある社会を構築して国力の増進を図るため，文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え，今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

２．文化芸術振興に当たっての基本的視点

基本法第2条に掲げられた八つの基本理念（①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重，②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上，③文化芸術を鑑賞，参加，創造することができる環境の整備，④我が国及び世界の文化芸術の発展，⑤多様な文化芸術の保護及び発展，⑥各地域の特色ある文化芸術の発展，⑦我が国の文化芸術の世界への発信，及び⑧国民の意見の反映）にのっとり，また，上記1．

の意義を十分に踏まえ，文化芸術振興施策を総合的に策定し，実施する。その際，下記（1）に示す時代認識の下，特に（2）の基本的視点に立つこととする。

（1）文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

昨今，国内外の諸情勢は急速な変化を続け，文化芸術を取り巻く情勢にも大きな影響を与えている。

国内では，「国から地方へ」，「官から民へ」の流れの下，民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進等が図られている。民間部門では，規制緩和等により新たな分野への進出が拡大してきたほか，非営利活動やボランティア活動等の活発化に伴って，民間と行政の協働による取組が進められ，企業のメセナ活動も多様な広がりを見せている。

他方で，人口減少社会が到来し，特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響，都市部においても単身世帯の増加等の影響により，地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。昨今の経済情勢や，厳しさを増す地方の財政状況に加え，公立文化施設への指定管理者制度の導入等の影響も指摘される中，地域の文化芸術を支える基盤の脆（ぜい）弱化に対する危機感が広がっている。

国際的には，グローバル化の進展に伴い，文化芸術による創造的な相互交流が促進される一方，文化的アイデンティティや文化的多様性をめぐる問題が生じている。東アジア地域では，経済社会面で各国間の一層の連携・協力が求められる中，文化芸術面での交流の深化も期待される。それと同時に，周辺国の経済・文化両面における発展が著しく，我が国の国際的地位の相対的な低下が懸念されつつある。

また，インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は，国境を越えた対話や交流を活性化させたり，情報の受信・発信を容易にしたりするなど，あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらす一方で，新たな社会的課題を惹（じゃっ）起している。例えば，人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか，人々の知的コンテンツ利用の在り方に係る変化に伴い，違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。

（2）基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

高度経済成長を経た我が国は，バブル崩壊後の長引く経済的低迷の中で人口減少期を迎えており，今や成熟社会として歩み始めつつある。もとより資源の少ない我が国においては人材が重要な資源であり，「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移すとともに，国民生活の質的向上を追求するためにも，人々の活力

や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

文化芸術は，その性質上，市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し，多様な文化芸術の発展を促すためには公的支援を必要とする。同時に，文化芸術は，国家への威信付与，周辺ビジネスへの波及効果，将来世代のために継承すべき価値，コミュニティへの教育価値といった社会的便益（外部性）を有する公共財である。

また，文化芸術は，子ども・若者や，高齢者，障害者，失業者，在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり，昨今，そのような社会包摂の機能も注目されつつある。

このような認識の下，従来，社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し，社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。そして，成熟社会における新たな成長分野として潜在力を喚起するとともに，社会関係資本の増大を図る観点から，公共政策としての位置付けを明確化する。

文化芸術は，過去から未来へと受け継がれる国民共有の財産であり，その継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものである。公共政策として文化芸術振興を図る際には，こうした文化芸術の特質を踏まえ，短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく，長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要がある。

②文化芸術振興の波及力

人々の営為の上に生成する文化芸術は，もとより広く社会への波及力を有しており，従来，教育，福祉，まちづくり，観光・産業等幅広い分野との関連性が意識されてきたところであるが，国家戦略として「文化芸術立国」を実現するためには，それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開がより一層求められる。

特に昨今，様々な分野において創造性を核とする取組が脚光を浴びている。欧州を起源とする創造都市の取組は，今や世界的な広がりを見せており，我が国においても先駆的な取組事例が増えつつある。また，英国やシンガポールをはじめとして創造産業の発展に注力する国も現れている。

我が国としても，新たな成長分野として雇用の増大や地域の活性化を図る観点，国際的には特に東アジアにおける文化的存在感を高める観点も踏まえ，「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に位置付けられた「クール・ジャパン」の取組など自国の強みを活（い）かした施策を戦略的に展開する必要がある。文化芸術は，これら創造性を核とする取組に大きく寄与するものであり，伝統文化からメディア芸術やデザイン，ファッション，食文化まで多彩な日本文化を積極的に発信するとともに，その価値を生み出す創造的人材の育成・集積を図るべきである。

なお，グローバル化が急速に進展する中，国際文化交流を推進するに当たっては，我が国の存立基盤たる文化的アイデンティティを保持するとともに，国内外の文化的多様性を促進する観点も重要である。

③社会を挙げての文化芸術振興

文化芸術は，人間の精神活動及びその現れであることから，まずもって活動主体の自発性と自主性が尊重されなければならず，その上で，活動主体や地域の特性に応じたきめ細かい施策が大切である。

地方公共団体においては，それぞれの地域の実情を踏まえた，特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に基本法の制定後，地方公共団体においても文化芸術振興のための条例の制定や指針等の策定が進んでいるが，そうした条例・指針等に基づく施策の展開や，広域連携による取組の推進も望まれる。

企業のメセナ活動や，活発化しつつあるアートNPOによる活動をはじめ，個人，企業，NPO・NGOを含む民間団体等による自発的な支援は，我が国の文化芸術振興にとって不可欠であり，「新しい公共」の担い手としても，それらの自立的な活動が一層促進されることが望まれる。

国においては，大局的な観点から文化芸術振興の展望を示し，国際的動向も踏まえつつ，成熟社会における成長の源泉たる文化芸術の振興を通じて国力の増進を図るとともに，多様かつ広範な文化芸術活動の基盤及び諸条件を整備することが主要な役割となる。同時に，国は，地方公共団体や「新しい公共」の担い手を含む民間による自主的な取組に対して，必要な支援や情報提供等所要の措置を講ずるとともに，地域において文化芸術を享受する機会等の偏在を是正するよう努める必要がある。その際，選択と集中を図る観点も踏まえ，厳しい財政事情にも照らして支援の重点化，効率化を図りつつ，必要な法制上，財政上の措置を講ずるとともに，税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

文化芸術は，国民の身近な生活に密着しており，国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し，文化芸術の享受，支援，創造，保護・継承のサイクルが実現する社会の構築が求められる。そのためにも，文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に，個人，企業，NPO・NGOを含む民間団体，地方公共団体，国など各主体が各々の役割を明確化しつつ，相互の連携強化を図り，社会を挙げて文化芸術振興を図る必要がある。

第２　文化芸術振興に関する重点施策

「第１　文化芸術振興の基本理念」の下，重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）については，以下のとおりとする。

１．六つの重点戦略　～「文化芸術立国」の実現を目指して　～

諸外国の状況も勘案しつつ，文化芸術活動を支える環境を充実させ，国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため，以下の六つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略１：文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について，実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため，自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題，審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や，鑑賞機会等の地域間格差，地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状，さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ，これを抜本的に改善し，より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には，文化芸術団体への助成方法を見直し，文化芸術活動への支援に係る計画，実行，検証，改善（PDCA）サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか，民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また，国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって，我が国の文化芸術水準の向上を図り，その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

◆　文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう，事業収支が支援額に影響しない仕組みなど，より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。

◆　文化芸術への支援策をより有効に機能させるため，独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査，事後評価，調査研究等の機能を大幅に強化し，諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため，早急に必要な調査研究を行うとともに，可能なところから試行的な取組を実施する。

◆　地域の核となる文化芸術拠点において，優れた文化芸術が創造され，国内外に発信されるよう，その活動への支援を充実する。

◆　現在，法的基盤のない劇場，音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため，劇場，音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。

◆ 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため，展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入し，適切な制度運用を図る。

◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置を含む。）の検討を通じて，民間（企業，団体，個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに，NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。

◆ 国立の美術館，博物館や劇場の機能の充実を図るとともに，より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。

重点戦略２：文化芸術を創造し，支える人材の充実

優れた文化芸術を創造する人材や，劇場，音楽堂，美術館，博物館等の文化施設や文化財に関わり，専門的な技能をもって支える人材について，研修機会等の支援策を充実するとともに，そうした人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

これらの取組を通して，文化芸術を創造し，支える人材の育成・充実を図り，もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり，国内での研修機会を得られるようにしたりするほか，顕彰制度を拡充するなど，若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。

◆ 雇用の増大を図ることも念頭に置き，文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。

◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。

重点戦略３：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

全ての子どもや若者が，学校や地域において本物の文化芸術に触れ，豊かな感性や創造性，コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより，次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに，心豊かな子どもや若者の育成に資する。

【重点的に取り組むべき施策】

◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし，子どもの発達の段階に応じて，多彩な優れた芸術の鑑賞機会，伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。

◆ 文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ，学校における芸術教育を充実する。

重点戦略４：文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は，我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであると同時に，将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。このような国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに，次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品，資料等の収集・保存（アーカイブの構築）を計画的・体系的に進めることにより，文化芸術を次世代へ確実に継承する。

【重点的に取り組むべき施策】

◆ 文化財の種別や特性に応じて，計画的に修復，防災対策その他の保存に必要な措置を講じ，文化財の適切な状態での保存・継承を図る。

◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ，多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い，広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。

◆ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や，文化財登録制度等の活用により，文化財保護の裾野の拡大を図る。

◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け，可能な分野から作品，資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録（資料台帳）の整備を進めるとともに，その積極的な活用を図る。

重点戦略５：文化芸術の地域振興，観光・産業振興等への活用

我が国には，各地域に多様で豊かな文化が存在し，その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。文化芸術資源（文化芸術そのものの価値や文化芸術活動の成果）を発掘し，それらを活用する各地域の主体的な取組を支援するとともに，各地域の生活に根ざした「くらしの文化」の振興施策を講ずることにより，地域振興，観光・産業振興等を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

◆ 文化財建造物，史跡，博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を，その価値の適切な継承にも配慮しつつ，地域振興，観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

◆ 文化芸術創造都市の取組など新たな創造拠点の形成を支援するとともに，各地域における芸術祭，アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。

◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で，発掘・再興，連携・交流，発信の局面に応じた振興方策を講ずる。

重点戦略６：文化発信・国際文化交流の充実

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに，文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより，文化芸術水準の向上を図るとともに，我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する。その際，併せて，我が国の強みであるアニメ，マンガ，映画等のメディア芸術，デザイン，ファッション，食文化といった「クール・ジャパン」の潜在力を喚起し，その戦略的な海外展開を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

◆ 舞台芸術，美術工芸品等の海外公演・出展，国際共同制作等への支援を充実する。

◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加，各地域における特色ある国際文化交流の取組に対して戦略的に支援するとともに，メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。

◆ 文化発信・交流の拠点として美術館，博物館や大学の活動・内容を充実する。

◆ 海外の文化遺産保護等を対象として，我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。

◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に置き，東アジア芸術創造都市（仮称）や大学間交流における活動等，東アジア地域における国際文化交流を推進する。

２．重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

重点戦略を推進するに当たっては，以下に掲げる事項に留意する。

（1）横断的かつ総合的な施策の実施

重点戦略をより効果的に推進するためには，例えば，地域の核となる文化芸術拠点への支援（重点戦略1）と文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援（重点戦略2），文化財の公開・活用（重点戦略4）と地域振興，観光・産業振興等への活用（重点戦略5）など，重点戦略相互の関連性に留意する必要がある。したがって，個別施策の企画立案段階からそうした相互の関連性に留意するとともに，施策の横断的な実施を図る。

また，もとより文化芸術が広く社会への波及力を有することを考慮すれば，教育，福祉，地域振興や観光・産業振興，文化外交など他分野との連関を踏まえた領域横断的な施策の実施が求められる。このため，関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに，関係機関，関係団体等との協力を促進し，国家戦略として施策の総合的な推進を図る。

（2）計画，実行，検証，改善（PDCA）サイクルの確立等

本基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに，国民への説明責任の向上に資するため，重点戦略に係る計画，実行，検証，改善（PDCA）サイクルを確立し，各施策の進捗状況を点検するとともに不断の改善を図る必要がある。このため，文化審議会において，重点戦略に基づく施策の進捗状況を年度ごとに点検することとし，併せて有効な評価手法の確立に努める。

その際，文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ，定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し，質的側面を含む適切な評価を行うとともに，年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。また，施策の評価のみならず企画立案等にも必要な基礎的データの測定・収集，及び中長期的な影響・効果の測定手法など各種調査研究の充実を図る。

第３　文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第３章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について，「第１　文化芸術振興の基本理念」の下，国は，以下の施策を講ずる。

１．文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては，基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず，例示されていない分野についてもその対象とし，基本法における例示の有無により，その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

（１）芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため，支援の在り方の抜本的見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など，より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

- 新たな支援の仕組みを導入し，芸術の水準向上に直接的な牽（けん）引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど，我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援する。
- 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため，独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査，事後評価，調査研究等の機能を大幅に強化し，諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため，早急に必要な調査研究を行うとともに，可能なところから試行的な取組を実施し，文化芸術活動の計画，実行，検証，改善（PDCA）サイクルを確立する。
- トップレベルの文化芸術団体と劇場，音楽堂等の文化芸術拠点とが連携した特色ある取組など，優れた芸術活動を支援する。
- 内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し，芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は，幅広く多様な文化芸術を振興し，その普及を図る活動等に対し，芸術文化振興基金による助成事業等を行う。
- より多くの国民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するため，新国立劇場における公演の充実を図る。

（２）メディア芸術の振興

我が国のメディア芸術は，優れた文化的価値を有しており，世界的にも高く評価され，我が国のソフトパワーとして国内外から注目を集めている。メディア芸術の振興は，我が国の文化芸術振興はもとより，コンテンツ産業や観光の振興等にも大きな効果を発揮するものであることを踏まえ，次の施策を講ずる。

- 文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに，関連イベントとの連携を推進する。また，我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。
- メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等について，文化施設，大学等の連携・協力体制を構築し，所在情報等のデータベースの整備や，作品のデジタルアーカイブ化等を推進する。
- 大学や製作現場等と連携しながら若手クリエーターに専門的研修や作品発表の場を提供することにより，次代を担う優れた人材を育成する。
- 日本映画・映像作品の水準向上を図るため，国際的な評価の高まりを踏まえながら，その製作環境の整備，国内外への発信や人材育成，国際共同製作に対する支援，東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画・映像作品の収集・保管を推進する。

（3）伝統芸能の継承及び発展

我が国古来の伝統芸能は，長い歴史と伝統の中から生まれ，守り伝えられてきた国民の財産であり，将来にわたって確実に継承され，発展を図っていく必要があることから，次の施策を講ずる。

- 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに，公演等への支援を行う。その際，我が国の文化芸術の向上の牽（けん）引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに，伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 国立劇場，国立能楽堂，国立文楽劇場及び国立劇場おきなわにおける公演や各地域における普及のための公演の充実を図り，より多くの国民に伝統芸能の鑑賞機会を提供し，古典の伝承とその活性化を推進する。
- 伝統芸能の持続的な継承を図るため，伝承者の養成への支援を充実するとともに，伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため，後継者育成及び原材料の確保に努める。

（4）芸能の振興

芸能の創造活動等が活発に行われるよう，次の施策を講ずる。

- 分野の特性に配慮しつつ，芸能の創造活動，人材育成及び普及活動に対して，重点的な支援等を行う。
- 国立演芸場等における公演の充実を図り，より多くの国民に芸能の鑑賞機会を提供する。

（5）生活文化，国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化，国民娯楽及び出版物等の普及を図るため，次の施策を講ずる。

- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ，衣食住に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした「くらしの文化」の振興を図るとともに，国民の間で定着し，長い間楽しまれてきた国民娯楽に関する活動を推進する。
- 国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物，レコード等について，居住する地域等にかかわらず広く普及し，国民がそれらに身近に親しめるよう必要な環境整備を図る。

（6）文化財等の保存及び活用

文化財は，我が国の歴史の営みの中で，自然や風土，社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり，人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに，現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ，新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから，次の施策を講ずる。

- 国民が文化財を理解し，親しむ機会の充実を図るため，文化財の特性や保存に配慮しつつ，文化財の魅力が国民に伝わるよう，文化財の公開・活用を積極的に推進する。
- 各市町村における歴史文化基本構想の策定の支援等により，その周辺環境も含めた地域の文化財の総合的な保存・活用を推進する。また，その取組の一環として，「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号）等を活用し，建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用を図る。
- 文化財登録制度を活用し，近代をはじめとした文化財の登録を進め，文化財保護の裾野の拡大を図る。
- 有形の文化財について，文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理，適時適切な修理の充実を図る。また，防火・耐震・防犯等の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに，所有者の防災・防犯

意識の向上を図る取組等を推進する。

- 無形の文化財について，伝承者の確保・養成とともに，その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。
- 古墳壁画の保存対策として，関係機関等とも連携してその保存・活用方策を検討する。高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画については，引き続き修理を行い適切な保存・活用に努める。
- 文化財の保存技術について，選定保存技術制度の活用等により，その保存・継承を図る。
- 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 30 日発効）に基づき，地方公共団体等と連携して，暫定一覧表への追加を行うなど，我が国の文化遺産の世界遺産への登録推薦を積極的に進めるとともに，登録後の文化遺産の適切な保護を図る。
- 独立行政法人国立文化財機構は，科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において，引き続き中心的な役割を果たすとともに，文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。

2. 地域における文化芸術振興

地域における多様な文化芸術の興隆は，我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において，国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し，個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから，国と地方の適切な役割分担を図りつつ，次の施策を講ずる。

- 国民が，その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう，多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに，各地域における創造活動等を支援し，地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。
- 地域の特色ある文化芸術活動を推進するため，文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに，特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図る。また，民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め，地域における多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。
- 大学や民間企業，報道機関等を含む関係機関の連携・協働により，地域文化を振興するとともに，文化芸術の創造性や魅力を教育，福祉，観光・産業等の分野に活用し，地域の活性化を図る取組を促進する。

- 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ，各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事，民俗芸能，伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や，生活・生業に関連して形成された文化的景観の保護を図る。
- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成 9 年法律第 52 号）に基づき，アイヌ文化の振興を図るとともに，アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。

3. 国際交流等の推進

伝統文化から現代文化に至るまで，世界の人々の興味・関心を惹（ひ）き付ける多様な文化を積極的かつ効果的に発信するとともに，文化芸術に係る国際的な交流を進め，我が国への理解の深化と文化芸術による国際貢献を推進し，我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに世界の文化芸術活動の発展に資するため，次の施策を講ずる。

その際，交流年に係る取組や東アジア各国との相互理解の増進に資する取組を重視するとともに，関係府省，独立行政法人国際交流基金その他の関係機関等が緊密な連携・協力に努める。

- 文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進に資する点にも留意しつつ，我が国の優れた文化芸術の海外公演や海外展，海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う国際共同制作への支援を充実するなど，多様で国際的な事業の展開を進める。
- 国際的な文化芸術拠点を形成するため，我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルに対して継続的に支援を行うとともに，アーティスト・イン・レジデンス等，各地域における特色ある国際文化交流の取組や，文化芸術分野における国際会議の日本開催を支援する。
- 文化芸術を通じた国際的な都市間連携を進めるため，東アジア各国の参加を得て，特定の都市において様々な文化芸術活動を行う取組を支援するなど，東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。
- 国内外の文化人・芸術家等の相互交流・連携や文化交流の拠点である国立の文化芸術機関等による国際的なネットワークの形成を継続して推進する。
- 将来の国際交流を担う青少年の国際文化交流等を推進することにより，世界に日本文化を発信することができる人材の育成を図る。
- 外国人観光客の増加や国際文化交流の推進に大きな効果を発揮するメディア芸術について，関連の文化施設や大学等の連携・協力を推進することにより

情報拠点を構築し，我が国のメディア芸術を広く海外に発信する。

- 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため，優れた日本文学作品の翻訳・普及や，インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。
- 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 97 号）に基づき，文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に，海外の研究機関等との連携等を図り，文化遺産国際協力を推進する。
- 「無形文化遺産の保護に関する条約」（平成 18 年 4 月 20 日発効）に基づき，専門家の派遣・招聘（へい）等を通じたアジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力を推進する。

4．芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し，発展させ，創造していくためには，その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから，次の施策を講ずる。

- 高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため，新進芸術家等の海外留学や新国立劇場における研修事業の充実，次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実等を図る。
- 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者，文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者，舞台技術者・技能者，美術館，博物館における学芸員・各種専門職員等，幅広い人材の養成及び確保，資質向上のための研修を充実させ，文化芸術活動を担う人材の育成を図る。
- 文化芸術団体，教育機関等の関係機関が連携し，計画的・系統的な人材育成を促進する。
- 大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。
- 芸術家等がその能力を向上させ，十分に発揮し，自らの職業や活動に安心して安全に取り組めるよう，芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備や，社会的な役割に関する理解の促進，社会的，経済的及び文化的地位の向上に努める。

5．国語の正しい理解

言葉は，論理的思考力，表現力，想像力などの基盤であり，意思疎通の手段であると同時に，その言葉を母語とする人々の文化とも深く結び付いている。このような文化

の基盤としての国語の重要性を踏まえ，個々人はもとより，社会全体としてその重要性を認識し，国語に対する理解を深め，生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があることから，次の施策を講ずる。

- 国語に関する調査を定期的に実施し，調査の結果を広く周知するとともに，国語の改善に関する施策の検討等を行い，国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。
- 情報化時代に対応する漢字政策の在り方を踏まえて，新たに示された常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）等の普及を図る。
- 敬語に関して，具体的な指針の普及を図る。
- 国内における消滅の危機にある言語・方言について，実態を把握するとともに，言語・方言の保存・継承のための取組について調査研究を行い，その成果について普及等を図る。
- 学校教育において，全ての教科の基本となる国語力を養うため，教育活動全体を通じてその一層の充実を図る。
- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め，実際に生かしていくことができるよう，学校の教員の養成及び研修の各段階において，国語力に重点を置いた取組を進める。
- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ，子どもの自主的な読書活動を推進するため，読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。
- 「文字・活字文化振興法」（平成 17 年法律第 91 号）に基づき，図書館や学校等において，国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう，環境の整備を図る。
- 近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や，放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮し，公用文書等では，国民に分かりやすい表現を用いるよう努める。それと同時に，国民の言語への影響に関する関係機関の自覚を求める。
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。

６．日本語教育の普及及び充実

近年，日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており，また，学習の目的も多様化している。このような学習需要や社会の変化に対応し，外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう，次の施策を講ずる。

その際，我が国の日本語教育施策を効果的・効率的に実施するため，関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。

- 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応するため，日本語教育の指導内容・方法等の調査研究，日本語教育教材等の開発及び提供，日本語教育に携わる者の養成及び研修など日本語教育の充実を図る。
- 地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により，地域の実情に応じた日本語教室の開設や，幅広い知識や能力を持つ日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成及び研修など，地域における日本語教育の充実を図る。その際，特に国内に居住する外国人の生活への総合的支援の一環として，日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 海外における日本語学習の広がりに応えるため，日本語教員等の海外派遣・招聘（へい）研修を推進するとともに，インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

7. 著作権等の保護及び利用

文化芸術振興の基盤を成す著作権等について，国際的な動向を踏まえるとともに，「知的財産基本法」（平成14年法律第122号）及び「知的財産推進計画」（知的財産戦略本部決定）に沿って，その適切な保護及び公正な利用を図るため，次の施策を講ずる。

- デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題（保護期間，私的録音録画補償金制度の在り方を含む。）について総合的な検討を行い，必要に応じて法制度の整備を行う。また，その的確な運用，著作権制度や著作物の流通に関する調査研究の実施，著作物の流通促進のためのシステムの構築等を行う。
- 情報通信技術の発達により，著作権に関する知識や意識が全ての人々に必要不可欠なものとなっていることから，対象者別セミナーの開催，学校教育，文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など，様々な方法により，著作権に関する知識と意識の普及を図る。
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し，文化的創作活動や国際文化交流を推進するため，侵害国等への働きかけ，海外におけ

る著作権制度の整備支援，権利者による権利行使支援，官民連携の強化，諸外国との連携の強化等を行う。

8．国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し，参加し，創造することができる環境を整備し，心豊かな社会を実現していくため，特に，高齢者，障害者，青少年などへのきめ細かい配慮等を図りつつ，次の施策を講ずる。

（1）国民の鑑賞等の機会の充実

国民が文化芸術を享受する機会の充実を図るため，次の施策を講ずる。

- 国民が身近に文化芸術を享受できるよう，各地域における様々な文化芸術の公演，展示等に対する支援を行う。
- 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の導入等により，国際レベルの展覧会や地方巡回展の開催を支援する。
- 国民文化祭の開催をはじめ，国民の文化芸術に対する関心を喚起したり，文化芸術活動への参加を促したりする機会の充実を図る。
- 国民の文化芸術活動への参画に資する質の高い文化ボランティア活動を活発にするため，情報提供，相互交流の推進などの環境整備を図る。

（2）高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実を図るため，次の施策を講ずる。

- 文化芸術活動の公演・展示等において，高齢者，障害者，子育て中の保護者，外国人等が文化芸術を享受しやすいよう，施設のバリアフリー化，字幕や音声案内サービス，託児サービス，利用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。
- 高齢者，障害者，子育て中の保護者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組を促進する。

（3）青少年の文化芸術活動の充実

青少年の文化芸術活動の充実を図るため，次の施策を講ずる。

- 次代を担う子どもたちに豊かな創造性，感性等を育むため，できるだけ幼い頃から，子どもたちが多彩な優れた芸術，伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとともに，教育委員会や文化施設，文化芸術団体等が実施する取組を奨励する。

- 青少年を対象とした文化芸術の公演等への支援を行うとともに，文化芸術活動の場や機会の充実を図る。
- 地域の文化芸術活動に携わる人材を養成し，青少年に対する指導や助言を行う指導者の養成及び確保を促進する。
- 学校等と連携しつつ，地域の美術館，博物館における教育普及活動を充実させることにより，子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進する。

（4）学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育における文化芸術活動の充実を図るため，次の施策を講ずる。

- 初等中等教育から高等教育までを通じて，歴史，伝統，文化に対する理解を深め，尊重する態度や，文化芸術を愛好する心情などを涵（かん）養し，豊かな心と感性を持った人間を育てる。
- 様々な学習機会を活用し，文化芸術に関する体験学習などの文化芸術に関する教育や優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る。
- 子どもたちに対する文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図るとともに，各教科等の授業や部活動等において，優れた地域の芸術家や文化芸術活動の指導者，文化財保護に携わる人々等が教員と協力して，指導を行う取組を促進する。
- 授業において，和楽器を用いたり，長い間親しまれてきた唱歌，わらべうた，民謡など日本のうたを取り上げたりするなど，我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施されるよう配慮する。

９．文化芸術拠点の充実等

（1）劇場，音楽堂等の充実

劇場，音楽堂等が，優れた文化芸術の創造，交流，発信の拠点や，地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され，その機能・役割を十分に発揮できるよう，次の施策を講ずる。

- 劇場，音楽堂等において，文化芸術が創造・発信され，地域の人々が享受できる機会を充実するため，国と地方公共団体が役割分担・協力をしつつ，地域の核となる劇場，音楽堂等の文化芸術活動を支援する。
- 現在，法的基盤のない劇場，音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に

係る機能を十分に発揮できるようにするため，劇場，音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。

- 国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り，より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど，国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに，そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。
- 各地域の劇場，音楽堂等における活動が適切かつ安全に行われるよう，また，施設の管理運営等に関し，それぞれの目的等に応じ，長期的かつ継続的な視点に立って，多様な手法を活用したサービスの向上，運営の効率化等の配慮が行われるよう，必要な情報提供を行う。
- 各地域の劇場，音楽堂等の創造活動や，芸術家，アートマネジメント担当者，舞台技術者等の配置・研修等への支援，情報提供等を充実するとともに，他の劇場，音楽堂，学校等と連携した活動を促進する。

（2）美術館，博物館，図書館等の充実

美術館，博物館，図書館等が，優れた文化芸術の保存・継承，創造，交流，発信の拠点のみならず，地域の生涯学習活動，国際交流活動，ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用され，地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーション，感性教育，地域ブランドづくりの場としてその機能・役割を十分に発揮できるよう，次の施策を講ずる。

- 我が国の美術館，博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう，企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図るとともに，適切な事業評価に取り組む。また，地域の美術館，博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- 美術館，博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため，学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また，美術館，博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復，履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 美術館，博物館等に対する指定管理者制度の導入に関し，ガイドラインを作成するなど，より安定的かつ継続的な活動が行えるよう留意する。
- 登録美術品制度の活用を引き続き推進し，収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 優れた文化財，美術作品等を積極的に保存・公開するため，所蔵品の目録（資料台帳）の整備を促すとともに，書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化

を促進する。

- 我が国の美術振興の中心的拠点として，国民の感性を育み，新しい芸術創造活動を推進するため，独立行政法人国立美術館の機能の充実を図る。
- 我が国の文化財施策の一翼を担う機関として，国民の宝である文化財を収集・保存し，次世代へ適切に継承するため，独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。
- 図書館が，資料や情報等の継続的な収集，調査研究への支援や資料の利用相談，時事情報の提供等の機能を充実させることにより，地域を支える情報拠点となるよう，先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。
- 地域や住民にとって役に立つ，魅力ある図書館づくりの核となる司書等の資質向上を図るため，研修等の充実を図る。
- 各地域に所在する貴重な文化芸術資源の計画的・戦略的な保存・活用を図るため，博物館・図書館・公文書館（MLA）等の連携の促進に努める。

（3）地域における文化芸術活動の場の充実

国民が身近に，かつ，気軽に文化芸術活動を行うことができる場の充実を図るため，次の施策を講ずる。

- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について，地域の芸術家，文化芸術団体，住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- 学校施設については，学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることや，学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設については，様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ，地域の芸術家，文化芸術団体，住民等の公演・展示や練習の場として，また，文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。
- 学校や文化施設以外の様々な施設においても，地域の芸術家，文化芸術団体，住民等の文化芸術活動への幅広い利用を促進する。

（4）公共の建物等の建築等に当たっての配慮

- 公共の建物等の施設の整備及び保全に際して，建物の外観等が，周囲の自然的環境や景観，地域の歴史，文化等との調和がとれたものとなるよう，形状，色彩，デザイン等について配慮するよう努める。

10. その他の基盤の整備等

(1)情報通信技術の活用の推進

情報通信技術の活用は，文化芸術の創造活動のみならず，その成果の普及や享受を通じて，人と人との結び付きを強め，協働・共生社会の実現に資するなど，多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであることから，次の施策を講ずる。

- 我が国の多様な文化芸術，映画・映像，文化財等の情報について，デジタル技術，インターネット等を活用してネットワーク化，アーカイブ化するなど，保存，展示，国内外への公開等を推進する。その際，学校教育における活用の促進の観点から，子どもたちが理解しやすいものとすることにも留意する。
- メディア芸術祭等において，科学技術の活用等を通じた文化芸術振興に関する取組を推進する。
- 文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

(2)地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

地方公共団体，芸術家等，文化芸術団体，NPO・NGO，文化ボランティア等が行う文化芸術振興のための取組を促進するため，次の施策を講ずる。

- 国内外の文化芸術に関する各種の情報や資料の収集・保存（アーカイブの構築）及び活用方法について検討を行い，国立国会図書館をはじめとする関係機関と連携し，国と民間，国と地方公共団体との役割分担を図りつつ，国民に提供する。
- 国内外の文化芸術関係者等が，国の文化芸術振興に関する施策の内容や，国内外の文化芸術に関する各種の情報，専門的知識等を把握することができるよう，情報通信技術など様々な方法を活用して，積極的に提供していくとともに，相談，助言等の窓口機能の整備を図る。
- 地方公共団体，文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。

(3)民間の支援活動の活性化等

個人や企業・団体等が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するため，次の施策を講ずる。

- 文化芸術を支える民間（企業，団体，個人等）の支援を促進するとともに，寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用等を講ずるよう努める。

- 文化芸術関係者をはじめ，広く国民に対して，文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状，企業等による支援活動の状況，多様な方法による文化芸術活動への支援の事例等について，文化芸術団体等と連携しつつ，情報の収集及び提供を行う。

（4）関係機関等の連携等

関係機関等の連携を通じ，文化芸術振興に関する施策を効果的に推進するため，次の施策を講ずる。

- 施策の実施に際しては，関係府省間の連携・協働を一層推進するとともに，国，地方公共団体，企業，芸術家等，文化芸術団体，NPO・NGO，文化ボランティア，文化施設，社会教育施設，教育研究機関，報道機関等の関係機関等が各々の役割を明確化するとともに，相互の連携強化を図る。
- 文化芸術と教育，福祉，医療その他の分野の連携により，地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し，参加し，創造することができるよう，芸術家等及び文化芸術団体と，学校，文化施設，社会教育施設，福祉施設，医療機関等との間の協力の促進に努める。

（5）顕彰

- 文化芸術各分野において顕著な成果を収めた者(団体)や，文化芸術振興に寄与した者(団体)に対して積極的に顕彰を行う。

（6）政策形成への民意の反映等

文化芸術振興に関する政策の形成に当たっては，より多くの国民の意見等を集約し，反映させていくことが重要であることから，次の施策を講ずる。

- 各施策の企画立案，実施，評価等に際しては，芸術家等，学識経験者その他広く国民の意見を求め，これを十分考慮した上で政策形成を行う。
- 各地域において，国及び地方公共団体の文化行政担当者，芸術家等，文化芸術団体等が，各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動の実態，文化芸術振興のための課題等について，情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。
- 文化芸術振興のための基本的な政策の形成や，各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る。
- 文化芸術施策の評価について，文化芸術各分野の特性を十分に踏まえ，定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し，質的側面を含む適切な評価方法の確立を図る。

別　　添

重点戦略の戦略目標，評価の進め方・指標（例）

重点戦略1　文化芸術活動に対する効果的な支援

【戦略目標】

文化芸術活動に対する支援の在り方について，現状と課題，「新しい公共」等近時の動向を踏まえて抜本的に改善し，より適切かつ効果的な支援を図る。

文化芸術団体への助成方法を見直すとともに，文化芸術活動への支援に係る計画，実行，検証，改善（PDCA）サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか，民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また，国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。これらの取組によって，我が国の文化芸術水準の向上を図り，その成果を広く国民が享受することができる環境を整備する。

重点的に取り組むべき施策	具体的施策（例）	評価の進め方（例） 指標（例）
◆ 文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう，事業収支が支援額に影響しない仕組みなど，より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や，年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。	○文化芸術団体への支援方法を抜本的に見直し，インセンティブが働く支援制度を導入	※新たな支援の仕組みの有効性を把握・検証（例：専門家による支援対象団体の評価） ・創造的な活動のための取組状況 ・入場者数や寄附金収入の確保のための取組状況　等
◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため，独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査，事後評価，調査研究等の機能を大幅に強化し，諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため，早急に必要な調査研究を行うとともに，可能なところから試行的な取組を実施する。	○新たな審査・評価，調査研究等の仕組みの試行的導入 ○諸外国の文化芸術助成機関に関する調査研究	※審査，事後評価，調査研究等に係る新たな仕組みの効果を検証 ・文化芸術団体の活動についての把握状況 ・支援対象団体に対する事後評価の実施状況　等
◆ 地域の核となる文化芸術拠点において，優れた文化芸術が創造され，国内外に発信されるよう，その活動への支援を充実する。	○劇場，音楽堂からの創造発信への支援	※劇場，音楽堂からの創造発信の状況について，ヒアリング調査により分析 ・支援対象の劇場，音楽堂における運営体制，スタッフの育成状況，自主公演数，稼働状況，国内外の評価　等
◆ 現在，法的基盤のない劇場，音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため，劇場，音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。	○劇場，音楽堂等の法的基盤の整備に係る具体的検討	※具体的検討の進捗状況等
◆ 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため，展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入するとともに，適切な制度運用を図る。	○美術品政府補償制度の導入	※展覧会の企画内容，作品の充実度，地方巡回展の状況等について文化審議会において検証 ・美術品政府補償制度の導入に伴う保険料軽減額
◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置を含む。）の検討を通じて，民間（企業，団体，個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに，NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。	○寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置等）の検討 ○文化芸術創造都市の推進	・主な文化芸術団体・機関や事業への寄附件数，寄附額
◆ 国立の美術館，博物館や劇場の機能の充実を図るとともに，より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。	○政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携しつつ，国立文化施設等の在り方について検討し，運営の仕組みを改善	※国立文化施設等の在り方について検討を深める中で，それら施設等の特性を踏まえた評価の在り方についても検討

重点戦略2　文化芸術を創造し，支える人材の充実

【戦略目標】
優れた文化芸術を創造する人材や，劇場・音楽堂，美術館・博物館等の文化施設や文化財に関わり，専門的な技能をもって支える人材について，研修機会等の支援策を充実するとともに，そうした人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。これらの取組を通して，文化芸術を創造し，支える人材の育成・充実を図り，もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。

重点的に取り組むべき施策	具体的施策（例）	評価の進め方（例） 指標（例）
◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり，国内での研修機会を得られるようにしたりするほか，顕彰制度を拡充するなど，若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。	○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 ○新進芸術家の海外研修 ○メディア芸術祭における顕彰制度の充実 ○メディア芸術クリエイター育成支援事業	※発表・研修の機会を得た新進芸術家やクリエイターのその後の活躍状況に関する調査を実施 ・活動実績，受賞歴　等
◆ 雇用の増大を図ることも念頭に置き，文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。	○劇場，音楽堂からの創造発信への支援【再掲】 ○博物館の管理・運営に関する研修	※「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」におけるアートマネジメント研修や舞台技術者研修への参加者に対するアンケート調査を実施 ・「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」におけるアートマネジメント研修や舞台技術者研修への参加者数，参加者の満足度，文化施設におけるそれら研修の受講者率　等
◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。	○無形文化財の伝承 ○民俗文化財の伝承・活用等 ○文化財保存技術の伝承等 ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	※「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の効果を把握・検証（事業報告書等の分析） ・重要無形文化財及び選定保存技術者への支援状況

重点戦略3　子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

【戦略目標】
全ての子どもや若者が，学校や地域において本物の文化芸術に触れ，豊かな感性や創造性，コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより，次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに，心豊かな子どもや若者の育成に資する。

重点的に取り組むべき施策	具体的施策（例）	評価の進め方（例） 指標（例）
◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし，子どもの発達の段階に応じて，多彩な優れた芸術の鑑賞機会，伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。	○次代を担う子どもの文化芸術体験事業 ○伝統音楽等の普及促進支援事業 ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業【再掲】	※「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」について学校等に対するアンケート調査を実施 ・「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」の実施前後における子どもの変化，学校の教育活動等に与えた効果　等
◆ 文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ，学校における芸術教育を充実する。	○次代を担う子どもの文化芸術体験事業	※「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」について学校等に対するアンケート調査を実施 ・「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」の実施前後における子どもの変化，学校の教育活動等に与えた効果　等

重点戦略4　文化芸術の次世代への確実な継承

【戦略目標】
国民的財産である有形・無形の文化財の総合的な保存・活用を図るとともに，次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品，資料等の収集・保存（アーカイブの構築）を計画的・体系的に進めることにより，文化芸術を次世代へ確実に継承する。

重点的に取り組むべき施策	具体的施策（例）	評価の進め方（例） 指標（例）
◆ 文化財の種別や特性に応じて，計画的に修復，防災対策その他の保存に必要な措置を講じ，文化財の適切な状態での保存・継承を図る。	○文化財の保存修理等 ○文化財の防災施設の整備等	・文化財の保護・継承のための補助件数 ・防災施設等の整備割合
◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ，多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い，広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。	○有形・無形文化財の公開・活用 ○文化庁主催の展覧会事業 ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業【再掲】	※「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の効果を把握・検証（事業報告書等の分析） ・公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合
◆ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や，文化財登録制度の活用等により，文化財保護の裾野の拡大を図る。	○「歴史文化基本構想」普及促進事業 ○登録文化財の登録の推進	・歴史文化基本構想を策定した地方自治体数 ・登録文化財の数
◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け，可能な分野から作品，資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録（資料台帳）の整備を進めるとともに，その積極的な活用を図る。	○メディア芸術デジタルアーカイブ ○文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究 ○文化遺産オンライン構想	※作品，資料等の所在情報収集等の進捗状況を把握 ・所在情報収集の件数，目録の作成件数，レファレンス数（デジタルを含む）　等

重点戦略5　文化芸術の地域振興，観光・産業振興等への活用

【戦略目標】
文化芸術資源（文化芸術そのものの価値や文化芸術活動の成果）を発掘し，それらを活用する各地域の主体的な取組を支援するとともに，各地域の生活に根ざした「くらしの文化」の振興施策を講ずることにより，地域振興、観光・産業振興等を図る。

重点的に取り組むべき施策	具体的施策（例）	評価の進め方（例） 指標（例）
◆ 文化財建造物，史跡，博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を，その価値の適切な継承にも配慮しつつ，地域振興，観光・産業振興等に活用するための取組を進める。	○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業【再掲】 ○「歴史文化基本構想」普及促進事業【再掲】 ○文化遺産オンライン構想【再掲】	※「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の効果を把握・検証（事業報告書等の分析） ・観光客数等の状況
◆ 文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに，各地域における芸術祭，アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。	○文化芸術創造都市の推進【再掲】 ○文化芸術の海外発信拠点形成事業 ○劇場，音楽堂からの創造発信への支援【再掲】	※文化芸術創造都市における他分野への波及効果を検証 ※劇場，音楽堂からの創造発信の状況について，ヒアリング調査により分析 ・支援対象の劇場，音楽堂における運営体制，スタッフの育成状況，自主公演数，稼働状況，地域住民からの評価　等
◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で，発掘・再興，連携・交流，発信の局面に応じた振興方策を講ずる。	○「くらしの文化」振興事業 （実態調査・把握の後に実施） ○文化芸術創造都市の推進【再掲】	※「くらしの文化」に係る実態調査・把握の後，振興方策を講ずる際に評価の在り方についても併せて検討

重点戦略6　文化発信・国際文化交流の充実

【戦略目標】
伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに，文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより，文化芸術水準の向上を図るとともに，我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する。その際，併せて，我が国の強みであるアニメ，マンガ，映画等のメディア芸術，デザイン，ファッション，食文化といった「クール・ジャパン」の潜在力を喚起し，その戦略的な海外展開を図る。

重点的に取り組むべき施策	具体的施策（例）	評価の進め方（例） 指標（例）
◆ 舞台芸術，美術工芸品等の海外公演・出展，国際共同制作等への支援を充実する。	○文化芸術の海外発信拠点形成事業【再掲】 ○文化交流使事業 ○国際芸術交流支援事業 ○文化財海外交流展	※文化交流使の行うイベントの参加者に対し，日本文化の理解促進等に係るアンケート調査を実施 ※「文化芸術の海外発信拠点形成事業」により支援した芸術家のその後の活動状況を把握
◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加，各地域における特色ある国際文化交流の取組に対して戦略的に支援するとともに，メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。	○国際芸術フェスティバル支援事業 ○メディア芸術祭	※メディア芸術祭来場者へのアンケート調査を実施 ・支援対象となる国際芸術フェスティバルへの参加国数，参加芸術家数，参加者数　等 ・メディア芸術祭への海外からの応募者数，メディア芸術祭来場者の満足度
◆ 文化発信・交流の拠点として美術館，博物館や大学の活動・内容を充実する。	○在外日本の古美術に係る博物館・美術館研究協力事業 ○アジアの博物館・美術館交流事業 ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業【再掲】	※「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の効果を把握・検証（事業報告書等の分析）
◆ 海外の文化遺産保護等を対象として，我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。	○文化財の国際協力の推進 （文化遺産保護国際貢献事業等）	・文化遺産国際協力コンソーシアムへの参加者・参加機関数
◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に置き，東アジア芸術創造都市（仮称）や大学間交流における活動等，東アジア地域における文化芸術活動を推進する。	○東アジア文化芸術会議の開催 ○文化芸術の海外発信拠点形成事業【再掲】	※「東アジア文化芸術会議」の参加者に対し，東アジア文化の理解促進等に係るアンケート調査を実施 ※「文化芸術の海外発信拠点形成事業」により支援した芸術家のその後の活動状況を把握

重点戦略の工程表（およその見通し）

重点戦略1　文化芸術活動に対する効果的な支援

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度　～　平成27年度
◆文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう，事業収支が支援額に影響しない仕組みなど，より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や，年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。	●文化芸術団体の創造発信への支援 ・公演自体の収支が支援額に影響しない新たな支援の仕組み（支援対象を公演以前の芸術創造活動に限定）の導入	・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善	
◆文化芸術への支援策をより有効に機能させるため，独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査，事後評価，調査研究等の機能を大幅に強化し，諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため，早急に必要な調査研究を行うとともに，可能なところから試行的な取組を実施する。	●審査，事後評価，調査研究等に係る新たな仕組みの導入 ・試行的な取組開始 （専門家（PD，PO）を配置し，審査方針・評価方針の策定，審査会の運営，事後評価の実施，現地調査等を実施。当面，音楽・舞踊の2分野での試行を想定）	・試行的な取組の成果と課題を検証 ・検証結果を踏まえ，本格的導入	
◆地域の核となる文化芸術拠点において，優れた文化芸術が創造され，国内外に発信されるよう，その活動への支援を充実する。	●劇場，音楽堂からの創造発信への支援 ・劇場，音楽堂の企画力・創造力及び海外発信力強化のための支援の充実 （我が国を代表する劇場，音楽堂，地域のリーダー的役割を担う劇場，音楽堂を支援）	・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善	
◆現在，法的基盤のない劇場，音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため，劇場，音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。	●法的基盤の整備について具体的検討 ・劇場，音楽堂等の現状と課題について整理するとともに，果たすべき役割や機能，運営に必要な人材，管理や運営の在り方，国の関わり方等について検討		
◆国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため，展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入するとともに，適切な制度運用を図る。	●美術品政府補償制度の導入	（適切な制度の運用）	
◆寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置を含む。）の検討を通じて，民間（企業，団体，個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに，NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。	●寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制等について検討 ●文化芸術創造都市の推進 ・国内ネットワークの強化 ・モデル事業の実施	・海外都市とのネットワーク化 ・モデル事業の効果を検証した上で発展的な事業展開を検討	
◆国立の美術館，博物館や劇場の機能の充実を図るとともに，より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。	●国立文化施設等について，柔軟かつ効果的な運営の仕組みを検討，整備	（適切な運用）	

重点戦略2　文化芸術を創造し，支える人材の充実

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度　～　平成27年度
◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり，国内での研修機会を得られるようにしたりするほか，顕彰制度を拡充するなど，若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。	●新進芸術家やクリエイターの海外研修と発表の機会の確保 ・過去の海外研修生のフォローアップ ・検証を踏まえた事業の改善 ●メディア芸術祭 ・新人賞の創設		
◆ 雇用の増大を図ることも念頭に置き，文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。	●アートマネジメント人材，舞台技術者等の育成 ・劇場，音楽堂を支える人材の研修 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 ●博物館の管理・運営に関する研修 ・美術館，博物館を支える人材の研修 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善		
◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。	●無形文化財の伝承 ・支援が必要な無形文化財に対する伝承者養成事業を実施するなど，支援対象者・事業を拡充 ●民俗文化財の伝承・活用等 ●文化財保存技術の伝承等 ・支援が必要な文化財保存技術について伝承者養成事業を実施するなど，支援対象者・事業を拡充 ●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善		

重点戦略3　子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度　～　平成27年度
◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし，子どもの発達の段階に応じて，多彩な優れた芸術の鑑賞機会，伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。	●子どもへの文化芸術に関する機会の提供 ・優れた舞台芸術の鑑賞，実技指導・ワークショップの実施 ・NPO法人等によるコーディネートの開始 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 ●伝統音楽等の普及促進支援事業 ・実演家団体と教育関係者等が連携した取組の実施 ・成果の取りまとめ ●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 ・地域活性化施策の一環として子どもが伝統文化や文化財に親しむ取組を実施 ・取組事例の収集と各地域への展開		
◆ 文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ，学校における芸術教育を充実する。	●子どもへの文化芸術に関する機会の提供 ・表現方法を用いた計画的・継続的なワークショップの実施 ・NPO法人等によるコーディネートの開始 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善		

重点戦略4　文化芸術の次世代への確実な継承

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度　～　平成27年度
◆ 文化財の種別や特性に応じて，計画的に修復，防災対策その他の保存に必要な措置を講じ，文化財の適切な状態での保存・継承を図る。	●文化財の保存修理等 ●文化財の防災施設の整備等		
◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ，多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い，広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。	●有形・無形文化財の公開・活用 ・登録有形文化財の活用整備補助の新規実施 ●文化庁主催の展覧会事業 ●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業		
◆ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や，文化財登録制度の活用等により，文化財保護の裾野の拡大を図る。	●歴史文化基本構想の普及促進 ・「歴史文化基本構想」普及促進事業 ●文化財登録制度の活用 ・登録有形文化財の活用整備補助の新規実施 ・文化財の登録の推進	・歴史文化基本構想の普及に向けた取組	
◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け，可能な分野から作品，資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録（資料台帳）の整備を進めるとともに，その積極的な活用を図る。	●メディア芸術のデジタルアーカイブの推進 ・所在情報の収集 ●文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究 ・調査研究に着手 ●文化遺産オンライン構想	・デジタルデータを順次登録 ・所蔵作品の目録等を順次公開	

重点戦略5　文化芸術の地域振興，観光・産業振興等への活用

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度　～　平成27年度
◆ 文化財建造物，史跡，博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を，その価値の適切な継承にも配慮しつつ，地域振興，観光・産業振興等に活用するための取組を進める。	《文化芸術資源を活用する取組の推進》 ●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 ●「歴史文化基本構想」普及促進事業 ●文化遺産オンライン構想 ●文化芸術創造都市の推進 ・国内ネットワークの強化 ・モデル事業の実施	・歴史文化基本構想の普及に向けた取組 ・海外都市とのネットワーク化 ・モデル事業の効果を検証した上で発展的な事業展開を検討	
◆ 文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに，各地域における芸術祭，アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。	●劇場，音楽堂からの創造発信への支援 ・劇場，音楽堂の企画力・創造力及び海外発信力強化のための支援の充実 （我が国を代表する劇場，音楽堂，地域のリーダー的役割を担う劇場，音楽堂を支援） ●文化芸術の海外発信拠点の形成 ・アーティスト・イン・レジデンス等，国際文化交流の取組を支援	・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善	
◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で，発掘・再興，連携・交流，発信の局面に応じた振興方策を講ずる。	●「くらしの文化」の振興 ・実態調査	・実態調査の後，振興方策の枠組を検討	

重点戦略6　文化発信・国際文化交流の充実

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度　～　平成27年度
◆ 舞台芸術，美術工芸品等の海外公演・出展，国際共同制作等への支援を充実する。	●舞台芸術の海外公演への支援 ・海外における共同制作公演を新たに支援	・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善	
	●文化芸術の海外発信拠点の形成 ・アーティスト・イン・レジデンス等，国際文化交流の取組を支援	・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善	
	●文化交流使の派遣	・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善	
	《国際芸術交流への支援》 ●文化財海外交流展		
◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加，各地域における特色ある国際文化交流の取組に対して戦略的に支援するとともに，メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。	●メディア芸術祭 ・メディア芸術祭に係る海外発信の強化		
	●国際芸術フェスティバルへの支援 ・横浜トリエンナーレへの支援 ・東京国際映画祭への支援	・施策の検証と検証を踏まえ対象分野の拡大を含めた事業の改善	
◆ 文化発信・交流の拠点として美術館，博物館や大学の活動・内容を充実する。	《文化発信・交流拠点としての博物館・美術館等の充実》 ●在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業 ●アジアの博物館・美術館交流事業 ●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業		
◆ 海外の文化遺産保護等を対象として，我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。	《文化財の国際協力の推進》 ●文化遺産保護国際貢献事業　等		
◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に置き，東アジア芸術創造都市（仮称）や大学間交流における活動等，東アジア地域における文化芸術活動を推進する。	●東アジア文化芸術会議	・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善	
	●文化芸術の海外発信拠点の形成 ・アーティスト・イン・レジデンス等，国際文化交流の取組を支援	・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善	
	●東アジア芸術創造都市（仮称） （実施に向けた検討）	（関係各国との調整）	（実施）

各ワーキンググループにおける意見のまとめ

◇　舞台芸術ワーキンググループにおける意見のまとめ　・・・・・３３

◇　メディア芸術・映画ワーキンググループにおける意見のまとめ・・・・・４０

◇　美術ワーキンググループにおける意見のまとめ　・・・・・４６

◇　くらしの文化ワーキンググループにおける意見のまとめ　・・・・・５２

◇　文化財ワーキンググループにおける意見のまとめ　・・・・・５８

文化審議会文化政策部会
舞台芸術ワーキンググループ　意見のまとめ

○　本ワーキンググループでは，演劇，音楽，舞踊等の舞台芸術の振興について，その意義を踏まえた上で，現状の課題を改善するための今後の方向性と具体的施策について検討を行った。

【概要】

1．舞台芸術を振興する意義

○　舞台芸術は，人々に真の心の豊かさをはぐくみ，衣食住と同様に人が生きていくために必要不可欠なものである。また，新たな価値を創造し，我が国及び地域の経済・社会の活性化に大きく貢献するものである。さらに，次代を担う子どもたちに豊かな創造性や感性などをはぐくみ，ソフトパワーとしての国の魅力を高め，世界の文化芸術の発展に貢献するとともに，人々が共に生きる絆と社会基盤を形成するものである。今日，このような意義を共有できる社会の実現に向けて舞台芸術の振興は重要である。

2．舞台芸術の振興の方向性

○　文化芸術は国民や地域住民のための公共財である。このため，文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて，これまでの政策を抜本的に見直し，舞台芸術の振興策の強化・拡充を図る必要がある。

○　また，我が国の文化予算は諸外国と比較し圧倒的に少ない。これは，我が国の文化芸術の振興によって我が国が世界の文化芸術の発展に本来貢献すべき役割を十分に果たしていないとも言え，国として文化予算を大幅に充実する必要がある。

3．舞台芸術の振興に向けた重点施策

○　本ワーキンググループとして，特に重視すべきと考える施策は，以下の4点である。

（1）地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備

地域の文化芸術拠点において，舞台芸術が創造・発信され，地域住民がそれらを享受できるよう，地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する必要がある。また，その法的基盤の整備については早急に具体的な検討を行う必要がある。

（2）専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し

舞台芸術の支援に当たっては，専門家による審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入を検討する必要がある。また，分野の特性に応じた新たな支援制度を導入するなど，長期的視野に立った抜本的見直しとともに，人材育成の強化を図る必要がある。

（3）子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充

次代を担う子どもたちに豊かな創造性や感性などをはぐくむため，国として子どもたちができるだけ小さいころから，優れた舞台芸術に触れる機会を拡充するとともに，教育委員会や文化施設，文化芸術団体等が実施する取組を奨励する必要がある。

（4）舞台芸術の国際交流と海外発信の強化

海外公演への支援に加え，海外との双方向による共同制作への支援を充実する必要がある。特に東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に実施する。

【本文】

1．舞台芸術を振興する意義

（1）真の心の豊かさを実現

○　舞台芸術は，創り手と受け手が時間と空間を共有し，感動することにより，舞台を通じて人々に真の心の豊かさをはぐくむものであり，衣食住と同様に人間が人間らしく生きていくために必要不可欠なものである。

（2）新たな価値の創造と経済・社会の活性化

○　舞台芸術は，それ自体が価値を有すると同時に，観光や産業などの経済活動において新たな付加価値を生み出す源泉であり，経済・社会の活性化に大きな効果を発揮するものである。また，地域の文化芸術拠点において，日常的に創造・鑑賞活動が活発に行われることは，地域における雇用を生み出すとともに，地域経済・社会の活性化に大いに貢献するものである。

（3）子どもたちの豊かな感性・創造性等の育成

○　次代を担う子どもたちが優れた舞台芸術に触れ，感動することは，次世代への文化芸術の継承とともに，子どもたちに豊かな感性と創造性，意欲をはぐくむことにつながる。さらにこのような創造性をはぐくむ教育は，現在の産業を活性化するとともに，新しい産業を生み出す原動力にもなる。

（4）ソフトパワーと国際貢献

○　現在，諸外国は自国の文化芸術の発信を通じて，ソフトパワーとしての国の魅力を高め，他国との文化交流を通じて，世界の文化芸術の発展に寄与しようとしている。我が国もソフトパワーとしての文化芸術による国際文化交流の推進により，我が国への理解を促進し，文化芸術を通じた世界への貢献を積極的に進める必要がある。

（5）人々が共に生きる絆と社会基盤の再生

○　近年，地域コミュニティの崩壊や引きこもりなどの増加が指摘されている。人々が共に文化芸術に触れ，その創造にかかわることは個人にとっての居場所と活躍の場が得られるだけでなく，人々が共に生きる絆と社会基盤の再生につながるものである。

2．舞台芸術の振興の方向性

○　上記のとおり，文化芸術は国民や地域住民のための公共財であり，文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて，これまでの政策を抜本的に見直し，舞台芸術の振興策の強化・拡充を図る必要がある。

○　特に，国民や地域住民のための舞台芸術の振興であることに留意し，国民や地域住民が優れた文化芸術を享受できる機会を増加させること，文化芸術の水準の向上と次世代への継承，文化芸術を通じた地域の活性化，世界の文化芸術の発展への貢献などを目指す必要がある。

○　また，我が国の文化予算は諸外国と比較し圧倒的に少ない。これは，我が国の文化芸術の振興によって我が国が世界の文化芸術の発展に本来貢献すべき役割を十分に果たしていないとも言え，国として文化予算を大幅に充実する必要がある。

○　舞台芸術の振興に当たって，特に，重視すべき施策は，①地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備，②専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し，③子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充，④舞台芸術の国際交流と海外発信の強化である。

○　また，舞台芸術の振興を公演で得られる入場料収入等だけで賄おうとすると，入場料収入等が比較的得やすい大都市圏周辺に公演が集中するなど鑑賞機会の地域間格差につながったり，入場料が高額となり，それを負担できる観客のみが鑑賞できるようになったりするなどの問題がある。このため，舞台芸術の振興に当たっては，公的な助成も含め，企業，個人など社会全体での支援が重要である。

3．具体的施策

○　舞台芸術の振興に当たって，現状と課題を踏まえた，必要な具体的施策に関する本ワーキンググループの主な意見は以下のとおりである。

（1）地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備

○　地方公共団体が設置する文化施設の数は増加したが，地方公共団体の文化芸術関係予算は減少しており，多くの地方の文化施設は文化芸術の鑑賞活動や創造活動を十分に提供・実施できていない現状がある。また，指定管理者制度の導入により，経済性や効率性を重視するあまり，事業内容の充実や専門的人材の育成・配置などが必ずしも重視されない運用がなされ，施設運営が困難になっている状況も見受けられる。

○　現在は，文化芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており，地方での公演は大都市圏での公演と比較して，交通費，宿泊費，運搬費など多くの経費を要することなどから，相対的に地方では多彩な文化芸術に触れる機会が少ない。

○　地域の核となる文化芸術拠点は，我が国全体の舞台芸術の振興を図る観点から重要であるとともに，地域住民の鑑賞機会や子どもたちの文化芸術体験の拡充，人材育成，雇用創出や地域経済の活性化にも貢献し，文化芸術による地域づくりにも大きな役割を果たすものである。

○　これらを踏まえ，地域の劇場・音楽堂などの文化芸術拠点において，舞台芸術が創造・発信され，地域の人々がそれらを享受できる機会を充実するため，国と地方公共団体が役割分担・協力をしつつ，地域の核となる文化芸術拠点の文化芸術活動への支援を拡充する必要がある。

○　さらに，地域の文化芸術拠点が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため，文化芸術拠点に求められる機能，必要な専門人材，必要な支援などの観点から，法的基盤の整備についても具体的な検討が必要である。

○　また，国立の劇場に関しては，我が国の文化芸術振興の中核的拠点として，より大きな視点からの今後の在り方の検討が望まれる。地域の文化芸術拠点の充実が進めば，国立の劇場には，

更に高次の中核的拠点としての役割，人材育成の場としての役割などが期待される。運営の在り方や地域の文化芸術拠点との連携方策などを検討し，我が国全体の舞台芸術の振興を図るために，国立の劇場も含めた文化芸術拠点の望ましい在り方について，関係機関等を含めた検討を行う必要がある。

（2）専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し

①専門家による審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入

○ 国の文化芸術に対する支援は，公共性を重視しつつ，文化芸術を振興するために有効に活用するという観点から審査や事後評価を行う必要がある。

○ 現在は，支援事業の審査を行う際に，支援事業ごとに文化庁や独立行政法人日本芸術文化振興会が外部の専門家に審査委員を委嘱して審査を行っているが，審査に当たっての経験やノウハウが蓄積されないという課題がある。

○ このため，審査に関し，分野ごとに，現場の実情を把握し，個々の事業の選定，評価等を行う専門家（プログラムオフィサー）を配置し，専門的な審査をよりしっかりと行う仕組みの導入の検討が必要である。また，各種のデータに基づいて審査や事後評価を行う必要があり，現地調査も含め調査研究機能を強化する必要がある。

○ 審査に当たっては，申請団体がその事業で設定した達成目標を見定めるとともに，事業の事後評価に当たっては，その目標に対する成果を検証し，PDCA（計画，実行，評価，改善）サイクルを確立することが必要である。

○ 支援事業の審査結果については，採択の理由や採択事業により期待される効果などを公表するとともに，不採択となった申請団体に対しては，その理由を伝えるなどの透明性の確保が求められる。また，事後評価の結果は，申請団体にフィードバックするとともに，次の支援の審査に活用する必要がある。

○ 以上のような観点から，海外のアーツカウンシル（文化芸術評議会）や公的文化芸術助成機関等の例も参考にしながら，新たな審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入について検討が必要である。この場合，例えば，まずパイロットプロジェクトとして，特定の分野についてモデル事業を試行的に行うことも考えられる。

②支援制度の抜本的見直し

○ 舞台芸術には，事前の稽古費，制作費や公演当日の出演費，会場費などの多額の費用を要するが，公演で得られる入場料収入等で全ての費用を賄おうとすると，高額な入場料を負担できる観客だけが鑑賞できることになったり，創造性の高い公演が成立しなくなったりするという構造的な問題がある。

○ 現在の支援制度は，対象経費の 1/3（芸術文化振興基金は 1/2）以内かつ自己負担の範囲内で支援することなどとされており，実質的に赤字を補填する仕組みになっている。文化芸術団体

にとって，観客数や公演回数の増加等による入場料収入や民間からの寄附金の増加などの努力を促すインセンティブがより働くように，会場費など経費を限定した助成を行うなどの新たな仕組みの導入も含め，支援制度を抜本的に見直す必要がある。

○　また，舞台芸術には，演劇，音楽，舞踊等の様々な分野があり，各分野によって公演や制作の形態や必要な経費は大きく異なるため，分野の特性に応じた支援が必要である。例えば，先行投資型（演劇，オペラ，バレエ，ダンスなど，作品の創作から長時間の稽古を経て公演を迎え，事前に多額の経費を要する分野）と人材活用型（オーケストラ，伝統芸能など，完成された作品を習得した演者が公演し，固定的な人件費を要する分野）で異なる支援方法とすることが考えられる。

○　現在は，文化芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しているが，地域の文化芸術団体に対しては，地域性に配慮した支援の検討も必要である。

○　支援を行うに当たって，現在行われている1公演ごとの支援に加えて，文化芸術団体が一定期間を見通した計画・運営ができるよう，1公演ごとの審査の積み重ねとして，文化芸術団体の年間の活動を総合的に支援する仕組みも考えられる。

○　助成金を受けた文化芸術団体は，その助成事業の公演に付随して事務所の維持費や稽古場の借料，公演のための事務作業に伴う職員の人件費などの経費が必要となる。このため，研究分野における競争的資金の間接経費の取扱いも参考にしながら，文化芸術分野における助成金の在り方について検討が必要である。

○　また，年1回の申請機会の複数化や助成金の前払いの促進について，諸外国の例も参考に検討する必要がある。

○　さらに，文化芸術団体の活動基盤を強化するためには，文化芸術に対する民間からの寄附を大幅に拡大することが必要である。このため，民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラントのような仕組みの導入について検討が必要である。

③舞台芸術に関する人材育成の充実

○　平成21年7月の文化審議会文化政策部会報告書「舞台芸術人材の育成及び活用について」でも述べられているように，舞台芸術は，総合プロデューサーや芸術監督の企画制作の下，演奏家，舞踊家，俳優，作曲家，振付家，劇作家，演出家，舞台技術者等の創造活動によって成り立っており，公演の内容や質は舞台芸術人材の力に大きく左右されるため，人材育成は重要である。

○　文化庁が実施している新進芸術家海外研修制度は，第一線で活躍する芸術家を輩出するなど，これまでも大きな成果をあげてきているが，日本に帰国後，研修員が地域の文化芸術拠点で研修成果を積極的に還元する機会を確保することやその後のフォローアップを行うことが必要である。また，分野によっては，より年齢層の低い芸術家の派遣を拡充することも必要である。

○　新国立劇場にはオペラ，バレエ，演劇の各研修所が設置されており，これらの分野について，他の養成機関と有機的に連携し，我が国におけるトップレベルの人材育成の中核的拠点としての役割を大幅に充実することが必要である。

○　人材育成は実践的な環境でより効果的に行われることから，文化芸術団体と大学等の教育機関が連携し，実践的なカリキュラムやプログラムを充実させることなどにより，人材育成のための土壌を強化することが必要である。

○　地域の文化芸術拠点が文化芸術団体と提携を図ることは，文化芸術団体が稽古場を確保できることになるなど，人材育成にもつながると考えられる。

○　また，文化芸術団体が取り組む人材育成事業の支援の在り方についても検討する必要がある。

○　我が国では，音楽や美術の分野に比べ，大学に舞踊学科や演劇学科が非常に少なく，舞踊や演劇を総合的・体系的に学ぶことが困難になっている。海外の大学では舞台芸術に関する学部・学科は総合大学の中に設置されている例もあり，大学における舞踊や演劇分野の人材育成も含め，人材育成のための効果的な方策を検討すべきである。例えば，新進芸術家の研修支援として，現在の海外研修に加えて，国内研修の仕組みを導入することも考えられる。

（3）子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充

○　舞台芸術は，子どもたちに豊かな感性と創造性，意欲をはぐくむとともに，基礎学力の向上やコミュニケーション能力，想像力の育成にも寄与することも踏まえ，将来への可能性があふれている子どもの時期に，できるだけ小さいころから，優れた舞台芸術を鑑賞する機会を可能な限り多く提供するべきである。

○　また，文化芸術は新しい産業を産み出す原動力になるものであり，優れた舞台芸術を通じて子どもたちの創造力をはぐくむことは，将来の観客を育成するだけではなく，我が国の経済や社会の活力にもつながるものである。

○　学校における鑑賞教室の実施状況は，地域によりかなり差が生じていることから，国として子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会を当面，倍増させる必要がある。加えて，教育委員会や文化施設，文化芸術団体，学校等が実施している子どもたちを対象にした取組も奨励する必要がある。

○　さらに，（1）の地域の文化芸術拠点の充実を図る中で，文化芸術関係者が学校や教育関係者と連携・協力しながら，継続的に子どもたちに優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供したり，ワークショップやコミュニケーション教育などの教育普及活動を実施したりすることが有効である。

（4）舞台芸術の国際交流と海外発信の強化

○　舞台芸術の国際交流については，一方的に発信・受信するのではなく対話的に行うことが効果的である。優れた作品の海外公演への支援に加えて，海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う共同制作は有効であり，そのような国際文化交流の支援を充実すべきである。

○　東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に推進する必要がある。また，アジアを中心に海外の若手芸術家を我が国に研修で受け入れることも，大きな海外発信の方策になる。

○　国際共同制作のための情報集積や実践の場として，国際フェスティバルは重要であり，我が国で開催される核となるような国際フェスティバルの支援を充実させる必要がある。

○　現在，文化庁が実施している国際芸術交流支援事業は，応募のあった文化芸術団体の中から優れた公演を選定しているが，これとは別に，我が国として海外に発信すべき公演を戦略的に選定し，国際芸術交流を支援する方法も考えられる。

○　なお，海外との交流事業は，少なくとも事前準備等に3年程度の期間が必要であり，そのような実情に合った支援の方法を検討する必要がある。

文化審議会文化政策部会
メディア芸術・映画ワーキンググループ　意見のまとめ

○　本ワーキンググループでは，アニメーション，ゲーム，マンガ，メディアアート等のメディア芸術及び映画について，質の高い作品の創造，鑑賞機会の充実，保存（アーカイブ），国内外への発信，産業や観光面の振興，研究機能の強化，人材育成等の観点から，その振興方策について検討を行った。

○　本ワーキンググループとして，メディア芸術・映画の振興のために，特に重視すべきと考える施策は，以下の5点である。

（1）メディア芸術祭の拡充と関連イベントとの連携
（2）メディア芸術に関する貴重な作品・資料等のアーカイブの構築
（3）新人クリエイターによる発表の場の創設等の人材育成の強化
（4）産業や観光面の振興，研究機能の強化及び国内外への情報発信
（5）日本映画の振興のための支援の充実

○　なお，メディア芸術は新しい分野であることから，その振興方策等の検討は漸進的に進められるものであり，今後とも不断に検討を行っていく必要がある。

1．メディア芸術・映画をめぐる現状と課題

○　我が国のアニメーション，ゲーム，マンガ，メディアアート等のメディア芸術は，優れた文化的価値を有しており，世界的にも高く評価され，我が国のソフトパワーとして国内外から注目が集まっている。例えば，毎年パリで開催されている JAPAN EXPO には，約17万人（2009 年）もの人々が集まるなど，日本のメディア芸術は世界の人々を引きつけている。

○　文化庁では，平成9年度から，優れたメディア芸術作品の顕彰，入賞作品の展示等を行う「文化庁メディア芸術祭」を開催しており，応募作品数と来場者数は年々増加し，第 13 回となった平成 21 年度では，応募作品数:2,592 作品（海外の 53 カ国・地域からの 673 作品を含む。），来場者数:約6万人にまで発展した。

○　また，映画は，長い歴史の中で多くの人々に親しまれてきた総合的な芸術であり，娯楽としての側面とともに，その時代の国や地域の人々の思想や感情を反映した文化的表現としての側面も有している。文化庁では，これまで日本映画の自律的な創造サイクルの確立を目指し，様々な施策に取り組んできた。

○　他方，メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等は，我が国が誇るべき文化遺産でありながら，計画的な収集・保存がなされておらず，劣化・散逸したり，廃棄されるなどの危機に瀕していることは大きな課題である。

○　また，メディア芸術は，新しい分野でもあり，これまで国による支援は限定的であったが，我が国のメディア芸術が今後とも優れた文化芸術として創造・発信され続けるためには，独創的な新たな作品が生まれてくる環境を整えるとともに，若手クリエイター等の人材育成を強化していく必要がある。

○　諸外国の研究者等は，アニメやマンガ等を学術的な研究課題として取り上げており，我が国においても，資料や統計に基づいたメディア芸術に関する学術研究が促進されることが必要である。

2．メディア芸術・映画の振興に係る方向性

○　優れた文化的価値を有し，ソフトパワーとして国内外から注目を集めている我が国のメディア芸術や映画の振興は，我が国の文化振興はもとより，コンテンツ産業や観光の振興，国際文化交流にも大きな効果を発揮するものである。

○　このようなメディア芸術の振興を図る観点から，文化庁が実施しているメディア芸術祭が質の高いメディア芸術作品を発信する世界的なフェスティバルとなるように，一層の充実が必要である。

○　また，メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等が劣化・散逸したり，廃棄されることがないよう，これらの計画的・体系的な収集・保存（アーカイブ）に取り組む必要がある。

○　さらに，我が国のメディア芸術が今後とも世界に誇る魅力ある文化芸術として創造・発信され続けるためには，独創的な新たな作品が生まれてくる環境を整えるとともに，若手クリエイター等の人材育成を強化していく必要がある。

○　中国や韓国等のアジア諸国も，国を挙げてアニメーション，映画，ゲーム，マンガ，メディアアート等の振興に取り組んでおり，我が国も国として，これらの分野の振興により一層力を入れて取り組む必要がある。

3．具体的施策

○　メディア芸術・映画の振興に当たって必要な具体的施策に関する本ワーキンググループの主な意見は以下のとおりである。

（1）メディア芸術祭の拡充と関連イベントとの連携

①メディア芸術祭の拡充

○　メディア芸術への理解を深め，芸術としての評価を確立していくためには，メディア芸術祭を質の高いメディア芸術作品を発信する世界的なフェスティバルとして一層の充実を図るとともに，将来にわたって継続して開催していくことが重要である。

○　そのためには，メディア芸術祭の賞としての価値を高めることが必要である。例えば，賞金額を上げることや受賞者に対して創造活動に専念できる環境を提供することが考えられる。また，メディア芸術祭において，クリエイター同士の交流の他に，クリエイターと企業との交流の場を設け，そこで賞を取ることが活躍の場を広げることにつながるようにすることが必要である。

○　また，人材育成の観点から，メディア芸術祭に新たに新人賞を創設し，次代を担う新人クリエイターの作品の発表及び顕彰の場を作ることが必要である。さらに，メディア芸術の学術研究を奨励・振興するために，メディア芸術祭に新たに論文賞を創設することも必要である。

○　メディア芸術祭の受賞作品が一般に広く知られるよう，現在 Web 上に開設されている「メディア芸術プラザ」を拡充し，可能な限り受賞作品をどこからでも閲覧できるようにするべきである。特に，Ustream やTwitterなどの最先端の情報通信技術の活用は，国内外への発信の面からも効果的であり，積極的に活用するべきである。その際，インターネットの双方向性と同時性という特性を生かすことが大切である。

○　また，メディア芸術祭をより一層盛り上げるには，メディア芸術祭の開催期間と同時期に，文化施設を中心に，メディア芸術の関連イベントが集中して行われるよう連携を図り，それらの企画に対して支援すること（メディア芸術ウィーク等）が考えられる。

○　さらに，メディア芸術祭が一層国際的な認知を高めるためには，同じ分野の海外のフェスティバルと連携を強化するとともに，審査に当たって我が国のメディア芸術をより客観的に評価することができるよう，海外からの審査協力を得ることも検討する必要がある。

②地域におけるメディア芸術の鑑賞機会の増加

○　現在，メディア芸術祭の開催期間は，非常に短く，東京において10日間程度に限られていることから，地域におけるメディア芸術の鑑賞機会の充実を図る必要がある。例えば，地域の映画館や商店街の空き店舗，廃校等を活用し，時代の最先端を感じられるような小規模な「映像メディア・サテライト」を作ることが考えられる。

○　また，文化庁と地域の文化施設が協力し，メディア芸術分野での連携企画展を実施することも効果的である。これらの施設が連携を図り，コンソーシアムを形成して様々な活動を行うことも促進する必要がある。

（2）メディア芸術に関する貴重な作品・資料等のアーカイブの構築

①アーカイブの必要性

○　映画フィルム以外のメディア芸術に関する作品や関連資料については，これまで計画的・体系的な収集・保存は行われてこなかった。現状としては，国立国会図書館が納本制度に基づき保存を行っているものを除いては，その保存は制作者や制作会社，出版社等に委ねられている状況である。

○　過去に日本の浮世絵等の絵画が海外に多く流出したことがあるが，このままでは，メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等が劣化・散逸し，又は廃棄されるなど，取り返しのつかない事態を招くおそれがある。過去に起こった同じような過ちを繰り返すことなく，これらの計画的・体系的な収集・保存（アーカイブ）を行う必要があり，そのためには，公的支援が不可欠である。

○　アーカイブ（作品や関連資料等の収集・保存）を行うに当たっては，膨大な作業を伴い，短期間での達成は困難であることから，一方で，各分野の作品や資料等の所在情報の集積などを進めることも必要である。

○　また，アーカイブの対象となる作品や関連資料等は膨大な量になることから，これらを整理・保

存する場所及び多くの専門人材が必要であることに留意する必要がある。

○ メディア芸術のアーカイブについては，メディア芸術祭の受賞者に対して，受賞作品の寄託・寄贈を依頼することが考えられる。また，作品の制作過程や展覧会の企画過程等に係る聞き取り調査記録（オーラルヒストリー）を保存することも重要である。

②分野ごとの特性を踏まえた検討

○ メディア芸術のアーカイブについては，対象となる分野の性質の違いを踏まえて，そのアーカイブ方策等を検討するべきである。また，国立国会図書館における納本制度も参考にしつつ，各分野でこれまでに様々な大学や団体が保存しているものもあるので，それらと連携を図りながら検討する必要がある。

○ アニメやマンガの原画やセル画は，日本のアニメやマンガの歴史を示す貴重な資料であるにもかかわらず，このままでは時間の経過とともに急速に劣化・散逸・廃棄が進んでしまうおそれがあり，アーカイブを行う必要がある。さらに，技術革新の度に廃棄されてしまう制作機材等も収集することが考えられる。

○ ゲームに関しては，現在，ソフトは国立国会図書館における納本制度の対象となっているが，納本率はあまり高くない。また，ハードは，納本制度の対象となっていないため，ソフトからハードまで全てをメーカーから寄贈してもらい，保存することが望ましい。

○ メディアアートについては，作品自体を保存することは困難であるため，設計図や映像記録などのような作品を再生することができる情報を保存することが考えられる。

○ 映画フィルムは，東京国立近代美術館フィルムセンターで収集・保存されている。劣化した過去の名作映画を修復（デジタルリマスター）するには，かなり高額な費用がかかる。これらを含め，映画のデジタルでの保存をどのように行っていくかということについても調査研究を行うべきである。

（3）新人クリエイターによる発表の場の創設等の人材育成の強化

①新人クリエイターによる発表の場の創設等の専門人材の育成

○ 若手クリエイターの作品発表の場が少ないため，独創性を重視した人材育成の観点から，Web上に次代を担う新人クリエイターの作品発表の場を作ることが必要である。また，新人クリエイターに競争の中でその創造性を最大限発揮させる観点から，例えば，優勝したクリエイターには，その作品を市場に送り出すことを副賞としたコンテストを実施することも考えられる。

○ クリエイターの育成には，大学等の教育機関に企業からの寄附等による寄附講座を設け，人材育成に取り組むことが考えられる。その際，制作の拠点としてのスタジオと，発信の拠点としてのショールームがあることが望ましい。また，クリエイター同士のコラボレーションや分野横断的なプログラムの推進も必要である。

○ 「作り手」（クリエイター）の育成と同時に，「見せ手」（キュレーター，プロデューサー）や「受け手」（鑑賞者）の育成も求められる。例えば，展覧会エンジニア（メディアアートの展覧会における

技術者）やメディア芸術に関する専門的知識を有する職員の育成も必要である。

○　育成された人材が働く現場の環境改善と職業としての活躍の場の確保も重要である。

○　映画分野では，若い人材を導くプロデューサーの育成を含め，そのキャリアパスの中に大学院等でのキャリアを位置づけていくことを考えるべきである。

○　また，実写もアニメーションもデジタル技術が導入されてきており，そのような新しい技術の習得も含めた人材育成が必要である。

②学校教育段階からの育成

○　日本人は，自国文化の理解を深め，メディア芸術についても我が国の文化としての認識を持てるようにするために，子どものころからメディア芸術に触れる機会を提供することが必要である。

○　情報科学を学んでいくための環境づくりが必要であるが，現在の学校教育におけるICT教育を改善し，初等中等教育段階からメディア芸術に関する教育に総合的に取り組むべきである。

○　大学の学部段階での人材育成としては，実際の展覧会や制作現場に，大学から単位として認定されるインターンシップの形で学生が派遣されることが有効である。

（4）産業や観光面の振興，研究機能の強化及び国内外への情報発信

○　メディア芸術を振興し，その芸術性を高めることは我が国のコンテンツ産業の競争力強化につながるとともに，その優れた作品の舞台としての日本に人々が訪れるなどの観光や国際交流の促進に極めて大きな効果を発揮するものである。

○　産業とメディア芸術は密接に関連しており，新しいメディア技術に独創性や洗練されたデザインなどの芸術の要素が加わり，次世代のビジネスの芽が生まれる。

○　メディア芸術の発表の場の拡充と発信機能の強化が，海外も含む市場の開拓や海外からの来訪者の拡大など，産業・観光面の振興にもつながる。

○　観光との連携については，最近，アニメやマンガの舞台となった場所を訪れる「聖地巡礼」が流行しており，このような動きも活用し，メディア芸術ツアーのような企画が生まれると有効である。また，映画の「ローマの休日」を観て多くの観光客がスペイン広場を訪れるように，観光につながるような，ありのままの日本を紹介する優れた映画，マンガ，アニメ等のコンテンツの創作を支援することも考えられる。

○　国内で既にメディア芸術分野で様々な取組を行っている関係機関の連携・協力体制を構築することが必要である。

○　外国では日本のポップカルチャー人気が非常に高いので，海外発信については，パリのJAPAN　EXPOなど海外で既に行われているイベントを活用するとともに，海外からのメディア芸術分野の留学生や研修生等を積極的に受け入れ，これらの留学生等による帰国後の日本文化の発信につなげるべきである。また，現在の海外での人気が一過性のものに終わらないようにすることが重要である。

○　メディア芸術は新しい領域であることから，大学等の教育研究機関における新旧のメディア芸術に関する分野横断的な研究（温故知新）を振興し，将来的にはメディア芸術学の確立を目指す必要がある。また，海外の状況も含めたメディア芸術の関連情報，データ，統計の整備も必要である。

○　また，メディア芸術の研究面については，海外の研究者の論説が世界の主流になってしまっていることから，我が国の大学等が連携し，国内外から研究者が集まり，分野を超えてメディア芸術に関する研究が活性化し，その成果が広く発信されるようにする必要がある。以上のような研究機能を強化するための仕組み（インスティチュート）の構築が必要である。

（5）日本映画の振興のための支援の充実

○　映画の製作支援については，日本では企画開発に時間がかけられないという課題があり，製作支援とは別に，企画開発への支援として，時間のかかる脚本づくりを支援することが考えられる。

○　映画作品は，ビジネスを目的とした商業的作品とそうではない非商業的作品に大別できるが，芸術性を主眼とすることが多い非商業的作品の振興のためには，製作費等の直接支援が必要である。その際，公開を前提とした映画に限定せず，日本映画の多様性を確保する観点から，小規模な作品や新たな企画提案を含む幅広い作品を支援対象とすることも考えられる。一方，商業的作品の振興のためには，税制面での優遇措置が望ましい。

○　映画の振興に当たっては，放送と連携し，テレビ放送を通じた映画の普及がより促進されることが望ましい。また，海外においても放送会社の流通網を通じて日本映画が紹介されることが期待される。国を挙げて映画を振興する観点から，政府と企業が一体となって海外に売り込んでいく姿勢が必要である。

○　映画の鑑賞環境に関しては，東京と地方との地域間格差とともに，若者が映画をスクリーンで観る習慣が減少している状況が憂慮される。ネット上での映像配信に慣れている若者には，映画館での鑑賞体験を持てるようにする必要がある。

文化審議会文化政策部会
美術ワーキンググループ　意見のまとめ

○　本ワーキンググループでは，博物館（美術館を含む。以下同じ。）の管理運営方策や美術作品等の鑑賞機会の充実及び美術作品制作等への支援の在り方，アートマネージメントに関する人材の育成，美術関連資料のアーカイブ戦略等について検討を行った。

○　その際には，広く美術関連分野に関して，従来国が施策の対象としてきた分野に限定することなく，様々な観点から現場の声を聴きつつ，国と地方，さらには関係団体等との役割分担にも考慮しながら検討を行った。

1．我が国の美術をめぐる現状と課題

○　近年，国民の美術に対する関心が高まりを見せており，老若男女を問わず多くの国民が博物館に足を運び，美術作品等を鑑賞する一方で，自ら美術作品制作等多様な活動を行っている。このことは，高齢者や障害者等についても同様であり，各博物館においては，そのための来館者用設備の整備や展示・案内等の対応を行うとともに，高齢者がボランティアとして積極的に参画している場合も多くなっている。

○　しかしながら，昨今の厳しい財政状況下における行政改革や文化芸術が社会経済に寄与することについての情報発信不足等により，全国の博物館は経費削減を余儀なくされている。美術作品をはじめとする資料購入予算はほとんどなく，自己収入確保のため平常展より特別展・企画展を優先せざるを得なくなったり，学芸員資格を持つ専門職員の減少や非常勤化によって研修への参加や出張が困難な状況になるなど，博物館としての運営能力が低下している館が多いのが実態である。とりわけ，公立博物館においては，指定管理者制度の導入によって，調査研究や保存修理等の機能が低下している例もみられる。

○　一方，特に現代美術を中心として美術市場は拡大を続けており，また，主要都市においては，ビエンナーレやトリエンナーレ等のアート・フェスティバルが開催されるようになっている。我が国でも様々なフィールドにおいて多くの取組が行われるようになっており，地域振興と結びついている例もある。このような美術振興の動きは欧米のみならず中国・韓国をはじめとするアジア各地においても認められ，現代美術市場は著しい発展をみせており，また，国家戦略・都市戦略として積極的な取組が進められている。

○　国際的に活躍するアーティストやクリエイターも登場しているが，国内にはアートの現場と社会のコーディネート役となるアートマネージメントに関する人材の活躍の場が十分ではなく，アーティスト等が活動の場を国外に移す例も多い。一方で，近年の経済情勢の悪化に伴い，創作活動に支障をきたしている現場も多く，国と地方，さらには関係団体等との役割分担にも考慮した支援の在り方が求められている。

○　また，次代の文化芸術創造の基盤となる美術関連資料については，出版物や公文書以外の計画的・体系的なアーカイブが進んでおらず，散逸や海外流出の危機にある。これらの資料を適切に保存し，データベース化を進めるとともに，それらを公開し活用が図られるようにすることが求められている。

2. 美術分野の振興に係る方向性

○　文化芸術は，人々の感性や創造性をはぐくみ，表現力を高めるとともに，人々の心のつながりや相互に理解し合う土壌を提供し，多様性を受け入れることができる豊かな社会を形成するものである。とりわけ美術は，それ自体が固有の意義と価値を有するとともに，それぞれの国や時代における国民共通のよりどころともなり，世代を超えて人々に感動を与えるものである。このことが美術分野を振興する理由であり，国内外や各分野，あるいはハイカルチャーとサブカルチャーというような差別化をすることなく，幅広くその振興を図っていく必要がある。

○　一方で，美術分野の振興は，アーティストや鑑賞者等の自主的で活発な活動があってこそ図られるものであり，その支援に当たっては，アーティスト等の主体性・自立性を尊重しながら，国，都道府県，市町村，文化団体，企業等が適切な役割分担の下，それぞれの特徴を生かし，効果的に進めることが求められる。

○　また，今日では，美術分野の振興は，教育・福祉・観光・創造産業など幅広い分野にかかわりを持つものであり，地域コミュニティの再生を含めた地域振興や都市の活性化にも寄与するという観点を踏まえて推進することが求められる。

○　さらに，グローバルな時代の中，アジア諸国との連携も視野に入れつつ，国際的に遜色のない高度学芸員の養成やアートマネージメントに関する人材の育成，美術作品等の国家補償制度の導入，アート・フェスティバルの開催等を通じて，国際的な戦略を構築することが求められる。

3. 具体的施策

（1）博物館の管理運営方策の充実について

○　昨今の厳しい財政状況下で国公私立博物館の活動経費が減少している一方，統一的な支援機関が不在である中で，文化芸術振興のため国としての総合的・体系的な博物館政策，とりわけ美術館に関する振興政策を構築することが求められている。現状においても，博物館の事業活動に対する支援や研修制度などが行われているものの，国としてのビジョンを示し，より効果的・効率的な支援の在り方を検討することが急務である。

①博物館の果たすべき役割やその重要性についての理解促進方策

○　新たな市民社会における博物館は，市民が誇りをもって語れるような市民とともに生きる博物館である必要があり，特に公立博物館は，多様な市民の期待に応える必要がある。また，今日，家庭・職場に次ぐ第三の場，精神をリフレッシュし，明日への活力をもたらす場としても博物館は期待されている。そのため，設置者はもちろん，館長はじめ学芸員等職員の一人一人がそうした意識を共有し，博物館サービスの充実に努めることが求められる。「博物館がないとこのまちが成り立たない」といわれるほどの存在感を示すことが必要である。

○　博物館は，単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず，地域の生涯学習活動，国際交流活動，あるいはボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設である。今後は，これらの機能を強化するとともに，コミュニケーションや感性教育の場，地域ブランドづくりの場など，新たなミッションを博物館の役割の中に位置付けることによって，多面的な機能を備えた新たな博物館像を形成することが重要であり，国としても博物館の新たな機能に着

目した支援の充実を図る必要がある。

○　博物館を活性化するためには，博物館の管理部門を担う単なる事務職員ではない「ミュージアム・アドミニストレーター」とも言うべき専門職員を養成することが必要である。また，美術作品等については，保存を行いつつ公開活用を行うことが前提であり，保存・修復担当専門職員（コンサベーター）や美術作品等履歴管理担当専門職員（レジストラー）などの配置を促進することも求められていることから，これらの専門職員養成のための研修制度の充実を図る必要がある。

○　市民レベルにおけるミュージアム・リテラシーの涵養が図られるよう，博物館へのアクセスの確保や積極的な情報発信，さらには親しみやすく利用しやすい博物館運営等に努めることが求められる。その際，事業評価や第三者評価を活用し，企画段階から市民が参画できる博物館づくりについても考慮する必要がある。

○　本来博物館は，自らの所蔵作品を中心とした常設展の充実がまず重要であって，所蔵作品の書誌情報（メタデータ）を一つ一つ大事に扱い，学芸員の研究成果とともに展示していくことが求められる。そのためには，クリエイティビティやクオリティを確保した上で，利用者に対して価値のあるメッセージを発信し，博物館が市民にとって魅力ある場となるよう努めることが必要である。

○　また，博物館を地域社会における総合的な成長分野，情報発信拠点と位置付けることによって，博物館への社会的投資に対する社会全体の認識を深めることも重要である。

②博物館の国際戦略の構築

○　近年，アジア各地で博物館の活発な活動が行われるようになってきており，アジア美術館長会議やアジア国立博物館協会，ICOM-ASPAC（国際博物館会議アジア・太平洋地域委員会）の日本での開催等，国立博物館，博物館協会，関係学会や専門家等様々なレベルで重層的に積極的な交流が行われつつある。これらの交流に際しては，日本のリーダーシップが強く求められており，引き続き，国の支援も得ながら，これらの学協会が中心となって我が国の博物館の国際戦略を構築し，積極的に展開していくことが求められる。

○　今や博物館の活動は国際社会の中で展開されており，資料の貸借に際しての保険制度や脆弱な美術作品等の展示制限，文化財の不法輸出入の禁止等，多くの課題に対応する必要がある。そのためにも，ICOM（国際博物館会議）が定めた「博物館のための倫理規程」を館種や設置主体を超えた行動規範とし，関係団体が中心となって我が国の博物館の倫理規程を策定することが必要である。また，著作権については，資料のアーカイブ化など博物館の公共的な活動が円滑に実施されるよう，運用や法制度に関する検討も必要である。

○　博物館の国際戦略を構築するためには，我が国のアーティストや美術作品等を中心とした文化的・芸術的価値を世界に積極的に発信できる学芸員等専門人材の育成が急務であり，とりわけ国際交流の舞台における若手の実践的・経験的な研修を行うことが求められる。

③高齢者・身体障害者等に対する対応

○　高齢社会，生涯学習社会を迎え，多くの高齢者や身体障害者が博物館を訪問するようになり，施設設備のバリアフリー化や展示・案内標示，あるいはオーディオ機器等の活用による音声案内等の工夫が行われるようになったが，ソフト・サービスに関しては，児童生徒に対する教育プログ

ラム等と比して必ずしも充実したものとなっていない。このため，高齢者や身体障害者，さらには外国人等にも対応したソフト施策の充実を図ることが重要である。

④児童生徒等に対する教育普及方策

○　博物館と学校との連携（博学連携）については，学習指導要領においては博物館や美術館，科学館等を活用することに関する記述が多く見られるものの，博物館側が十分にその期待に応えていない場合が多くみられる。学校における博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るためには，なにより設置者において各博物館に学芸員の配置を促進することが必要であり，さらに，博物館においても教育担当専門職員（エデュケーター）の配置を促進することによって，学校と博物館が新たな学びを生み出す仕組みを構築することが求められる。国においては，そのための研修制度の充実を図るとともに，ナショナルセンターである国立博物館・美術館に教育担当専門職員の配置を促進することが求められる。

○　児童生徒等の感性をはぐくむためには，博物館における鑑賞教育が重要であり，各学校においては，関係する教科等を通じて博物館の利用や連携を図り，美術作品等の鑑賞活動を一層推進することが望ましい。その際，児童生徒等が鑑賞活動を通じて良さや美しさなど感じ取ったことを創造活動に生かせるよう，鑑賞と表現を相互に関連して働きあうものとして考えることが大切である。また，アメリカで開発され，各博物館で導入されつつある視覚的思考法（Visual Thinking Strategy：VTS)を普及させることや，子どもたちが博物館に初めて出会える場を積極的に設定する観点から，「ミュージアム・スタート・キャンペーン（仮称）」を実施することも考えられる。

⑤厳しい財政状況下における博物館の運営のあり方

○　日本学術会議の声明『博物館の危機をのりこえるために』（平成19年5月）では，「運営に当たっては定性的成果が重要な部分を占める博物館の場合，指定管理者制度だけが経費節減とサービスのより一層の向上を可能とする制度か否かは十分な検討が必要である。」と述べ，「指定管理者への短期間の業務委託は，博物館の基盤業務である長期的展望にもとづく資料の収集，保管，調査をおろそかにする傾向を招き，その基盤業務を担う学芸員の確保と人材育成が危ぶまれる状況を招いている。」と指摘している。指定管理者制度導入から6年以上が経過し，博物館において様々な事例が積み重ねられてきたことから，これらの事例を参考にしつつ，国として博物館が指定管理者制度を導入する際のガイドライン等を作成することが必要である。

○　公的資金の確保が困難な厳しい財政状況下においては，市民や利用者等からの寄附等外部資金の獲得に努めることが必要だが，国としては博物館に対する公的資金の拡充や寄附税制の充実を図るとともに，登録美術品制度をより利用しやすい制度に改善することが求められる。

○　公立博物館の資料購入予算の獲得が難しい状況において，館種や設置者を超えた連携によって，各館が有する所蔵作品等を有効に活用して新たな企画を検討するとともに，ナショナルセンターである国立博物館・美術館のコレクションの充実や適正な職員配置等機能強化を図ることによって，優れた美術作品等の巡回展や貸与，指導助言等を適切に行うことが求められる。

○　近年，廃校となった旧校舎や旧工場等を活用したオルタナティブ・スペースや博物館が増加傾向にある。これらは比較的廉価で借りることが可能なアーティストの制作活動の場やNPO法人をはじめとする美術関係団体の拠点となっており，これらの活用を促進することが重要である。その

際，国としてこれらの改築・改修に要する費用の支援について検討することが求められる。

○　近年，NPO法人や個人等が設置する小規模な博物館が増加している。これらの館は一定のテーマに基づいた特色あるコレクションを形成している場合が多いが，何らかの理由により維持できなくなると，資料が散逸してしまう脆弱さを有していることから，より高度な事業運営のできるNPO法人を育てていく方策を検討するとともに，これらの小規模な博物館に対する支援方策についても検討することが求められる。

○　国立博物館・美術館については，現行の独立行政法人制度において，毎年度運営費交付金が削減され，経営努力の認定基準が厳しくなるなど，様々な課題が指摘されていることから，政府の独立行政法人の見直しに向けた動向を踏まえつつ，今後のあるべき姿を含め，より柔軟かつ効果的な運営を行うことができるよう検討することが求められる。

（2）美術作品等の鑑賞機会の充実及び美術作品制作等への支援の在り方について

①美術作品等の国家補償制度の創設による国際的レベルの企画展覧会開催の支援

○　保険料の高騰による国際レベルの企画展覧会開催の障害を除去し，国民の美術作品等へのアクセスの拡大や地域間格差を是正するためには，高額の借り入れ美術作品等を含む展覧会について国家補償制度を導入することが必要不可欠である。

○　既に主要先進国においては，評価額の高い展覧会について，一定額を超える範囲において国が補償することとし，官民の役割分担を明確にしている。G8でこの制度を導入していないのは我が国とロシアだけであり，まさに文化の国際的な信用問題にもなっている。

　国による補償制度の導入は，展覧会の質の向上や美術作品等の適切な保存・安全管理のインセンティブともなり，国民にとっても多様な展覧会が開催され鑑賞機会の拡大につながる。法制度化を実現することが急務である。

○　近年，アジア諸国との連携・交流が進みつつあるが，アジア諸国では未だこの制度が導入されていないことを考えれば，まず我が国が率先して導入すべきである。

②質の高い国際的大規模展覧会や美術作品制作等に対する支援の促進

○　アート・トリエンナーレ等のアート・フェスティバルの国内開催を戦略的に支援するため，国際交流基金と連携しつつ，国としての適切な支援の在り方を検討することが必要である。

○　直島・家プロジェクト，大地の芸術祭～越後妻有アートトリエンナーレ，別府現代芸術フェスティバル 2009 のような地域の活性化や創造拠点の形成等にも資するアーティストの美術作品の制作活動等に対する効果的・効率的な支援方策についても検討することが必要である。

○　また，我が国の美術分野の国際的な相対価値を確認するため，国際的レベルの傑作による展覧会の招来や我が国の美術作品等の海外への出展を積極的に行うことが重要であり，そのための支援の在り方についても検討することが必要である。

（3）アートマネージメントに関する人材の育成について

○　経済情勢の悪化に伴い，公的資金の確保が困難な状況にあるが，文化への投資は国民の福祉や豊かな生活に資するものであり，その拡充を図ることが求められる。あわせて，各団体やア

ーティストは，自ら外部資金確保に努めることが必要であるが，そのためには，例えば，積極的に特別展等の企画力や資金収集力，事業に対する評価能力等を培う研修を行うなど，アートマネージメントに関する人材の育成を図るとともに，これらの人材が活躍する場の増加を図ることが重要である。

○　芸術性と経済性の両立が可能な知識・経験を有したアートマネージメントに関する人材を育成することが急務だが，現状ではそのための研究科を開設している大学は 30 数校に過ぎない。今後，現職研修の機会の充実を含め，大学・大学院における人材育成の場の充実を図っていく必要がある。

（4）美術関連資料のアーカイブ戦略

①美術関連資料のアーカイブの必要性

○　展覧会カタログ等の美術関連資料は，次代の文化芸術創造の基盤であるにもかかわらず，計画的・体系的なアーカイブが進んでおらず，散逸や海外流出の危機にある。これらの資料を適切に保存し，各分野の関係機関が連携し，データベース化を進めるとともに，それらを公開し活用が図られるようにすることが求められる。

○　各博物館においては，まず所蔵作品の目録（資料台帳）を整備することが急務であり，その上で書誌情報やデジタル画像等のアーカイブを進めることが求められる。

②MLA（博物館，図書館，公文書館）連携の促進

○　美術分野におけるクリアリングハウス（多様な情報の中継点）の構築と地域連携の促進が求められる。

○　現在，博物館，図書館，公文書館等各館で行っている美術関連資料の老朽化等に伴う修理等に対する支援を行うとともに，これら情報蓄積型施設が有する貴重な文化資源を，計画的・戦略的に保存・活用することが必要である。
　また，エフェメラ（チラシなど）の保存も重要である。

○　そのためには，館種や設置者を超えたMLA連携を促進することが重要であり，学芸員，司書及びアーカイブに関する専門職員（アーキビスト）がそれぞれ有する知識・技能を活用し，相互の交流推進を図ることが強く求められる。

4．留意事項

○　本ワーキンググループにおいては特に詳しく議論することはなかったが，美術分野の振興に関しては，アーティストの制作環境の改善（制作活動の支援や研修・発表の機会の提供，優れた活動に対する顕彰など）を欠くことができない。今後の美術分野の振興方策の策定に当たっては，こうした点にも十分配慮することが求められる。

○　また，税制優遇措置の改善や国際交流の推進，あるいはアーカイブ等他のワーキンググループにおいても議論されている分野については，文化政策部会において議論の上，整理・調整することが必要である。

文化審議会文化政策部会
くらしの文化ワーキンググループ　意見のまとめ

○　本ワーキンググループでは，文化芸術振興基本法にいう「生活文化」（茶道，華道，書道その他の生活に係る文化）及び「国民娯楽」（囲碁，将棋その他の国民的娯楽）について，とりわけ衣食住に係る文化を重要な対象分野として取り上げることとし，それら我が国の生活に根ざした文化を「くらしの文化」として包括的にとらえ，その振興方策について検討した。

○　その際，指定文化財には至らないものの失われつつある伝統的な「くらしの文化」の保護及び伝承を図るとともに，創造都市[1]や創造産業を含め，現在・未来の創造活動によって形作られる「くらしの文化」の振興を図ることとし，それらの文化的資源を観光振興や地域振興，雇用創出，文化発信につなげる観点からも検討した。

1.「くらしの文化」をめぐる現状，課題等

○　悠久の歴史の中で営まれてきた人々の生活により形作られてきた「くらしの文化」は，我が国国土の成立ちや歴史的経緯とも相まって独自の風土を形成するとともに，その独自性や地域性に由来する固有の文化的価値を形成してきた。

○　他方で，「くらしの文化」は，まさに生活に密着したものであるがゆえに，様々な社会変容の影響を強く受けやすいものである。生活様式の変容に伴う伝統的な文化と現代の暮らしの乖離，少子高齢化や過疎化に伴う継承者の減少，核家族化や地域コミュニティの崩壊等により文化の伝承力が低下しつつあると考えられるが，その傾向に歯止めをかけ，「くらしの文化」の再興を期することは，上記の固有の文化的価値を保持し，豊かな文化的生活を確保する上で喫緊の課題となっている。

○　茶花香は代表的な「生活文化」とされるが，少なくとも昨今の若者にとっては生活の一部となっていない。茶道，華道等は分かる人がやれば良いといった意見もあるが，一度体験することによりそれらの文化的価値に触れてみることが重要との意見も強い。

○　衣食住に係る文化に関しては，それぞれ例えば次のような課題が挙げられた。
- 衣：「ファッション」に対する認識の問題，着物文化の位置付け
- 食：日本料理の伝承の厳格さが特に海外への普及を妨げているとの問題意識
- 住：指定文化財に至らない町並みや町家等の衰退，都市計画等の一律規制

○　一方で，外国人から見た場合，我が国では長い歴史の中で伝統文化の継承に成功すると同時に，伝統文化とハイテクを巧みに融合させている面もあるとされる。

2.「くらしの文化」の振興に係る方向性

○　本分野においては，文化行政の新たな対象領域として，包括的な実態調査によって現状を把握した上で，「くらしの文化」の性格を踏まえ，生活様式の変化，少子高齢化や過疎化，経済情

[1]文化の視点から都市の潜在力を喚起し，地域資源を生かして創造的に都市の振興を図る取組。
文化庁では，文化芸術のもつ創造性を産業振興，地域振興等に領域横断的に活用し，地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組を支援している（http://www.bunka.go.jp/ima/souzou_toshi/index.html）。また，ユネスコ（国連教育科学文化機関）が，クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク事業を実施している。

勢の変化をはじめ様々な社会変容がもたらす影響を検証する必要がある。

○　その上で，①発掘・再興，②連携・交流，③発信の局面に応じた振興方策を検討することが肝要である。

①　発掘・再興の局面においては，地域の文化的資源を発掘し，その文化的価値を保持しつつ観光振興や地域振興に生かす観点や，既に消失の危機に瀕している「くらしの文化」を特定し，継承者の養成を含め再興を図る観点が重要である。

②　連携・交流は，異なる文化同士の接触を通して新たな文化的価値の創造をもたらすことに加え，相互の文化の発展や再発見にも寄与する。例えば，創造都市や創造産業の振興を図る際には，当該都市や産業の内部における連携・交流に加えて対外的な連携・交流を促進することが重要である。この視点は，「くらしの文化」の領域における伝統的な文化と現代的な文化との関係にも当てはまると考えられる。

③　文化発信の局面においては，前提として自文化に関する十分な理解を促しつつ，関係機関とも連携の上，内容と手段の両面において対象の特性に応じた効果的な発信を図る必要がある。

○　「くらしの文化」は，人々の日常生活に密着しているものであるため，文化財保護行政のような堅固な手法にはなじみにくい分野である。国としては，税制優遇，振興法制，競争的資金の配分，顕彰等によるインセンティブの設計，民間で既に行われていることの障害除去や活動支援，地方公共団体等の創造性の喚起について特に検討すべきである。その際，「新しい公共」の力も活用した新たな方策を検討する必要がある。

○　これらにより，文化庁として，概ね3年程度をかけて「くらしの文化」振興のフレームワークを構築することを当面の目標とすべきである。

3. 具体的施策

○　「くらしの文化」の振興に当たって必要な具体的施策に関する本ワーキンググループの主な意見は以下のとおりである。

（1）「くらしの文化」に関する調査研究の推進

【データの収集】

○　国内における振興や海外発信の方策を講じるためには，まず，振興すべき「くらしの文化」，海外に発信すべき「くらしの文化」を明確化するとともに，既存の活動を一元的にデータ化することを含め国として基礎資料をまとめる必要がある。

○　食文化について言えば，例えば，各地の伝統料理について文化的な観点から調査・検証し，それらの料理を「地方伝統料理」といった呼称で認定する仕組みを検討すべきである。

【アーカイブの整備】

○　「くらしの文化」において既に人知れず消失してしまったものがあることを想起すれば，アーカイブは早急に検討すべき事項である。従来の取組を情報として集約し，全体像を把握しつつ意識的な保存を図っていく方策を検討する必要がある。その際，データベース化を図る場合には，統一的なデータ基準が必要である。

○　アーカイブは，現物保存とともにデジタル化し，なるべく無差別に保存しておくことが重要である。

○　衣食住をはじめ，和洋折衷による我が国の生活様式は世界でも希有なものであり，歴史的価値を有するものはもとより近現代の生活に根ざしたものも含めて，何らかの形で記録として残すべきである。この点，個別分野におけるアーカイブに関し，以下のような意見があった。

－ 現物もしくは映像による洋服のアーカイブも必要である。

－ 料理や木造建築の場合には，レシピや図面により再現性を保証する形でなければ意味をなさない。

－ 我が国の建築は，海外からも鑑賞ツアーが組まれるほど注目されており，例えば一定の建築設計データを集積しウェブ上で公開することも一案である。

－ プロダクト・デザインもアーカイブとして残していくことが重要である。

（2）「くらしの文化」の担い手・団体の育成・支援

【担い手の育成】

○　我が国の伝統的な「くらしの文化」を再興するためには，供給サイド（作り手）と需要サイド（使い手）双方の担い手（継承者）の育成が不可欠である。

○　作り手としての担い手の育成を図る上では，例えば伝統的な料理技術・技法を持つ料理人，地場産品の生産・販売者，着物の生産技術を持つ職人等，生産過程で必要となる伝統的な技術・技法を保持する継承者の養成が求められる。その際，伝統的な技術・技法を生かしながら，新たな創造につなげていく視点も重要である。

○　使い手としての担い手の育成を図る上では，例えば，衣や食の作法等，子どものころからいかに「くらしの文化」に触れさせるかが肝要である。伝統的な生活空間が減少する中，実体験の機会を充実することや，きっかけづくりにおいて学校教育の場を活用することも必要である。その際には，そのような機会を提供すべき親や教師が伝統的な「くらしの文化」に必ずしも精通していないことに留意する必要がある。

○　次代の担い手たる若者に対しては，何より本物の体験を通して，伝統的な「くらしの文化」の本質，文化的価値に対する理解を促すことが重要である。ただし，きっかけづくりや導入としては，ゲームやインターネットを活用するなど若者が親しみやすい手法を工夫することも考えられる。

○　そのほか，「くらしの文化」の担い手の育成に関して，以下のような意見があった。

－ メディアが担う「情報文化」よりも，むしろ「体験文化」が必要である。例えば，生き物や自然と対峙する農業のように，体験を通して都合の悪いことも受け入れ，乗り越えて自分の生きる糧にしていく力を身に付ける必要がある。

－ 裾野を拡げるためには，当該分野においてスターを輩出することや，ドイツのマイスター制度のような称号等のインセンティブを付与することも有効である。

－ オーストラリアの国立博物館では，過去から現代の暮らしを並べて展示する中で先住民の「くらしの文化」も展示しているが，時代の変遷の中で変化に適応することで逆に永続する伝統もある。また，来館できない人のためにウェブサイトでの情報発信も大切な取組である。

【支援手法の検討】

○　従来，建物等ハード面では各省庁の補助や助成が存在したが，地域資源の発掘や団体の立ち上げに対する支援策は未だ不十分であり，その拡充が求められる。

○　文化財には満たないものの，街の文化的景観を構成する町家や古民家等伝統的な建築物の保存・再生を促進するなどの税制優遇について検討する必要がある。

○　海外において「くらしの文化」を含む日本文化の普及に貢献した研究者・団体に対する顕彰制度を充実すべきである。

○　そのほか，支援手法に関して以下のような意見があった。

－ 必要経費が助成されるとしても立替えて進める必要があり，特にNPO法人等は金融機関の融資が受けられないため，精算払いは問題である。

－ 例えば，地方公共団体やNPO 法人主催の講演会の中には資金面で開催中止を迫れているところがある。例えば文化人リストを作成して登録者には年に数回程度無償で講演をしてもらうなど，費用のかからない仕組みを作ることも一案である。

（3）創造都市の推進と創造産業の振興

【創造都市の推進】

○　創造都市については，市民の協働を促す観点が重要であり，市民団体が企画から運営まで主体的に行うことによって経験とノウハウの蓄積を図るべきである。また，多数の地方公共団体が主体的に地域性を生かした創造都市としての発展の可能性を追求しているので，国としては，税制優遇等によるインセンティブの設計や，省庁間縦割りの弊害等の阻害要因を除去するといった側面支援に注力すべきである。

○　創造都市の推進を図る際には，経済的インセンティブや文化的インセンティブを導入して創造人材の集積を促す必要がある。また，芸術家，地域住民，観光客が一体となった創造都市の形成を目指す上で，一定期間，国内外の芸術家が滞在して制作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスの環境整備も有効である。

○　創造都市を推進するための取組として，芸術祭等のイベントは，地域の活性化や市民ネットワークの強化に資するものである。ただし，一過性のイベントから脱して継続的な取組とするとともに，地域振興，観光振興等との連関を強化するなど地域に根ざしたものとする仕掛けが必要である。また，訪日観光客を呼び込むためには，各地の芸術祭を同一時期に集中させることも一案である。

○　我が国の都市は特徴が出しにくいため，創造都市もさることながら，都市間連携や，例えば「創造地域圏（creative region）」等，歴史的・文化的なつながりの強い地域を対象とした広域連携の枠組みを設定すべきである。

【創造産業の振興】

○　建築，ファッションデザイン，工芸等の創造産業については，従来，流通促進等のための産業政策の一環としてとらえられてきたが，都市間競争が激化する中で，今後は創造性を重視した文化政策の一環としても一層の振興を図っていく必要がある。

○　例えば，世界のファッション界に伍していける若手デザイナーや世界で通用する料理人の育成，また，それらの創造性を一層高めるための支援の在り方について，公的支援の是非も含め，今後

検討が求められる。

○　我が国の良さとして，文化の自律性が保たれており，経済一辺倒にならない点が挙げられる。創造産業の振興に当たっては，双方のバランスを考えて世界やアジアにおける立ち位置をいかに定めるかが重要な戦略となる。

○　創造産業では，小規模の事業所で活動する人やフリーランスが多いため，人材確保の観点から社会保障の充実が期待されるとともに，人材育成面においては知的財産，契約に関する教育も重要である。

○　そのほか，伝統工芸品[2]に関しては，伝統的な技術を保存するだけでなく，その技術を活用した創作活動も創造産業のくくりに位置付け，経済産業省とも協力して振興を図るべきである。

（4）観光振興や文化発信に資する環境整備

【観光振興，地域振興】

○　我が国には，地域の食を含め暮らしに根付いた文化であって，歴史や伝統文化に裏打ちされた潜在的な観光資源であるものが多くある。観光振興の視点を導入し，例えば古民家を再生することによって「くらしの文化」を残しつつ地域を活性化すれば，文化の継承のみならず雇用の創出にもつながる。

○　文化的資源を活用して観光振興を図る上では，以下の指摘を踏まえ，受入施設及び体制の整備を具体的に進める必要がある。

－ 美しい町並みはあっても日本らしい受入施設が伴っていない点が課題である。

－ 受入が修学旅行等に偏ってしまっている。大人に喜んでもらえる仕組み，外国人にも本物を体験してもらえるような仕組みが必要である。

○　なお，場合によっては観光により文化的価値が損なわれてしまうことにも留意が必要である。そのためには，伝統的な暮らしに根ざした文化やその文化的価値に対する正しい理解が求められる。

○　地域資源の発掘や地域文化の発信は，地方公共団体にとって重要なテーマである。その手法としての地域資源のブランド化については，欧州の原産地名称保護制度[3]のような仕組みや，地域団体商標制度[4]の活用も有効である。地域の文化産品を継続性あるビジネスとして成立させていくための支援も必要であり，国としては，広域連携による取組を支援することも求められる。

○　地域密着型の祭りは，コミュニティの形成に資するものであるとともに，そこに若者が参画するきっかけともなる。地域の祭りの振興策を検討するとともに，若者の祭りへの参加を容易にする方策についても留意する必要がある。

【文化発信】

---

[2] 文化財保護制度において保護されるものとして「美術工芸品」や「工芸技術」があるほか，「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき経済産業大臣により指定される「伝統的工芸品」がある。

[3] フランスの原産地呼称統制制度（AOC；農業製品，ワイン，チーズ，バター等に対して与えられる認証であり，製造過程及び最終的な品質評価において特定の条件を満たしたものにのみ付与される品質保証）等を参考として，伝統や地域に根ざした特有の食品等の品質保証のため，欧州連合（EU）の法律により規定された制度。

[4] 地域ブランドを適切に保護することにより，事業者の信用の維持を図り，産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として，地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について，一定の範囲で周知となった場合に，事業協同組合等の団体による地域団体商標の登録を認める制度。（出典：特許庁ホームページ）

○ 「くらしの文化」に関する情報を含め，観光に関する情報を外国語で記載したホームページを関係機関・団体において充実させ，例えば文化庁のホームページにリンクを貼るなどの形で外国向けのポータルサイトを作成することが有効である。その際，海外でも多くの若者が興味をもつアニメや漫画といった大衆文化を切り口として，その背景に伝統文化があることをアピールするといった工夫をすべきである。また，文化を紹介するためには外国メディアの招聘も効果的である。

○ 茶道，華道等の生活文化を海外に普及するに当たっては，民間の活動に加え，在外公館，海外駐在員等の協力を得ることが有効である。なお，海外に日本文化を紹介するに当たっては，各文化圏の特性，日本文化との親和性を考慮する必要がある。

4. 留意事項

○ 文化的資源を活用した観光振興，地域振興等の施策を講ずる場合には，関係省庁間の連携が課題となる。本ワーキンググループにおいて，省庁間連携の必要性は一致するところであるが，具体的な連携の在り方については部会等の審議に委ねたい。なお，本ワーキンググループでは，例えば次のような意見があった。

- 食文化を振興する観点からは，例えば伝統料理の普及を図る上での調理師法の制約，外国料理人に対するビザ発給の困難さ等の課題がある。文化庁は，省庁横断的な考え方をまとめ，文化振興の観点から関係省庁に提案していくべきである。
- 都市計画において公共事業費の一定割合を文化的側面に割り当てる「Percent for Art」等の方策を検討する際には，文化庁と関係省庁との連携が求められる。
- 「くらしの文化」を観光振興に生かすためには，美しい景観整備等も重要であり，そのためにも国土交通省（観光庁）をはじめ関係省庁と連携していく必要がある。

○ 「くらしの文化」に関するアーカイブの必要性や，税制優遇，顕彰等によるインセンティブの設計に関しても，更に審議を深める必要があるため，他のワーキンググループにおける関連事項とともに部会等の審議に委ねたい。

文化審議会文化政策部会
文化財ワーキンググループ　意見のまとめ

○　本ワーキンググループでは，文化財保護法に基づく「文化財」（有形文化財，無形文化財，民俗文化財，記念物，文化的景観，伝統的建造物群），「埋蔵文化財」及び「文化財の保存技術」の振興方策について検討を行った。

○　その際には，新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開を図るため，主に以下の視点に立って検討を行った。

－ 我が国には，多様で豊かな文化財が存在しており，その保存については，従来から文化財保護法に基づく種々の施策が相応の役割を果たしてきたが，これらを将来の世代に持続的に継承していくことが我々の責務であること

－ 近年，文化財は，地域振興，観光振興，経済発展及び国際社会への貢献等多様な役割を担うことが期待されていること

－ 多様で豊かな文化財が様々な役割を担いつつ，持続的に継承されていくには，文化財保護の裾野を広げ，文化財を幅広くとらえ支えることが必要であること

－ 文化財の担う役割が拡大する中，保護の裾野を広げるためには，広く社会全体で文化財を支える環境を醸成するとともに，多様な関係する組織や人々が広く連携することが求められること

－ 国の施策においても，経済発展等を目指す中で，文化施策が他の諸施策と常にバランスよく配慮される必要があること

１．新たな時代の中で「文化財」の果たす役割

【これまでの取組】

○　我が国には，地域の風土や人々の生活の中ではぐくまれ，他国の文化との交流等を通じて形作られ，現在まで守り伝えられてきた文化財が，多様で豊かに存在しており，このことは，我が国の誇りでもある。そして，この多様で豊かな地域文化の厚みが，日本文化全体の豊かさの基盤を成している。

○　これまでの文化財行政は，有形の文化財や無形の文化財等を含め総合的，網羅的に体系建て制定された文化財保護法に基づき，文化財の種類の拡大及び保護措置の多様化が図られるなど，時々の社会の変化等に応じた見直し，改善が図られ，一定の成果を収めてきた。

【新たな時代において求められる文化財の役割】

○　文化財は，国や地域の歴史・文化の証として存在するものであり，文化的アイデンティティの基本を形成するものである。

○　政治，経済におけるグローバリゼーションの進展に伴い，文化的アイデンティティの危機が叫ばれる中，豊かで多様な世界を醸成し，地域社会や各国の持続的な発展を促すものとして，文化の多様性を守らなければならないということが，国際的に強く認識されつつある。

○　我が国においても，社会経済情勢の変化や，過疎化，少子高齢化の進行等により，地域社会の衰退が指摘され，地域の多様な文化の存続が危ぶまれている。地域文化の精華である文化財は，地域のきずなを維持していく上で，その礎であり，後の世代に確実に継承していくことが必要

である。

○　また，文化は，心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に資することはもとより，経済活動に多大な影響を与えるとともに，文化そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し，質の高い経済活動に大きく寄与するものである。

○　近年，文化財についても，このような面が重視され，文化財が地域振興，観光振興，経済発展及び国際社会への貢献にも資するものとの認識が高まってきており，文化財の果たす役割の拡大が求められている。日本文化全体の基盤である地域の多様で豊かな文化財を幅広くとらえ，その保存・活用を図ることは，真に活力ある地域主体の社会を構築し，我が国全体が活力ある社会として発展することに大いに寄与するものと考えられる。

○　国民の意識調査においても，文化財に対する関心は高く，それとともに，文化芸術への支援が社会の活性化や経済振興に貢献するとの意識も高い。一方，社会全体で文化財を継承していくための環境が十分に醸成されているとは言い難い状況であり，人々が文化財について理解を深めこれらを継承していくための環境を整えることが必要となっている。

【新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開】

○　このように，文化財に求められる役割が拡大していることに対応するためには，これまでの文化財保護施策の成果とその蓄積を更に発展させるとともに新しい方策を取り入れ，新たな文化財行政の展開を図ることが必要である。

○　具体的には，これまでの文化財保護制度に加え，指定等された文化財のみならず，その周辺の文化財やそれらを取り巻く環境にも視野を広げ，点としての保存・活用のみならず，線又は面として総合的に保存・活用を図ることが必要である。そして，このことにより，地域の人々の文化財への理解増進や文化財保護への支援が得られる環境が醸成され，結果として，文化財の継承を確かなものとしていくという方向での展開が図られる行政の在り方が求められる。

○　文化財に求められる役割が拡大，多様化し，文化財保護の対象が広がることは，文化財に関与する人や機関の範囲が拡大することにつながる。また，既に，各省庁においても地域振興や観光振興等に係る様々な施策が展開されており，平成 20 年には歴史まちづくり法[5]が施行され，文部科学省，農林水産省，国土交通省の３省の連携により地域の歴史や文化を生かしたまちづくりの取組が推進されている。新たな文化財行政の展開に当たっては，関係省庁，関係機関，民間団体，地域の人々等関係者間での一層の連携強化が不可欠である。

2. 文化財のもつ潜在力を一層引き出すための文化財行政への展開

（1）文化財の公開・活用の在り方

①文化財の公開，活用を促進するための方策について

【公開，活用への取組】

○　これまで以上に社会全体で文化財を守り，継承，発展させていくためには，社会を構成する各層の主体が文化財への理解を深め，関心を持つことが重要であり，文化財の公開・活用についてもこれまで以上に積極的に取り組むことが必要である。

[5]歴史まちづくり法：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

○　文化財の公開・活用に際しては，文化財の持つ特性等や昨今の科学技術の進展等も踏まえ，文化財の持つ魅力をより一層引き出すとともに，文化財の価値を適切に継承していくことが必要である。

○　また，近代の文化財等で，現時点では指定には至らないものの一定の価値が認められるものを，登録文化財として緩やかな保護制度の下，保存・活用を図っているものがある。これらは，将来的に一定の保護の措置を図っていく必要が生ずることも考えられ，活用を行いながらも文化財としての価値を継承していくことについて留意することも必要である。

○　文化財の公開・活用については，例えば，欧州で行われている，普段は非公開の文化財を一斉に公開する「文化遺産の日」のような取組等を参考としつつ，地域の人々とも連携を図り，幅広い人々に文化財に接する機会を提供する取組の充実が必要である。

【公開，活用促進のための支援の充実】

○　文化財の公開，活用の促進に際しては，魅力ある活用環境の整備に加え，安全性の確保や文化財の価値を損なわないよう配慮した施設設備等の整備とともに，文化財の魅力を適切に伝えるための人材の育成や活動を持続していくための組織作りが重要であり，これらへの支援の充実が必要である。

【文化財の魅力の再発見を促す展示機能等の充実】

○　文化財に親しみを持ってもらうためには，博物館（美術館を含む。以下同じ。）等における展示機能の充実はもとより，人々の注目を獲得するような展示の企画力やそのために必要な調査研究機能の充実も必要である。

○　博物館等における文化財の公開・活用については，学校教育との連携が重要であることから，児童生徒等と文化財とをつなぐ人材の確保，育成やその仕組み作りが必要である。また，博物館等の所蔵する魅力ある豊富な文化財の情報を広く国民に提供するため，博物館等所蔵品の総合データベースの構築が必要である。

②地域の活性化を促す文化財の活用について

【地域の活性化に資する文化財の魅力の再構築，発信】

○　地域の人々が身近な文化財に関心を持ち，その活用に関わることが，地域の文化的活動を活発化し，地域の活性化を促すこととなる。そのため，市町村においては，地域の活性化に資する文化財の役割を認識し，地域の文化財を積極的に活用することが期待される。

○　地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針として，「歴史文化基本構想」[6]策定の考え方が提示されている。本構想の策定は，地域の魅力の再発見を促すとともに，人々を引きつける魅力ある地域コミュニティの形成にとっても有用である。市町村が本構想を策定し，この方針に沿って，地域の文化財の保存・活用を図ることは，地域の活性化と多様な地域文化の継承に大いに資することから，国におけるそれらの取組への支援の充実が必要である。

○　文化財を活用した地域づくりを推進する際には，地域に受け継がれた文化を継承しつつ，新し

[6]「歴史文化基本構想」：各市町村において，住民などの参画を得て策定する，指定文化財のみならず地域の身近な文化財をその周辺環境も含め総合的にとらえ，保存・活用していくための基本的な方針（文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成 19 年 10 月）において提言）

い文化との融合を図っていくことも重要で，その際には，活動の核となるアート・マネジメントのリーダーのような役割を果たす人材が重要であり，そのための支援も必要である。

（2）文化財を将来の世代に持続的に継承するための取組

①適切な保存のための取組の充実について

【文化財の保存の取組の充実】

○　文化財の一層の活用を図りながら文化財を将来に持続的に継承するため，適切な保存の取組が必要であるが，地域社会の変化，担い手の不足，原材料の不足等によりその取組が困難な状況にあることから，文化財を適切に保存する取組をこれまで以上に充実することが必要である。

○　そのためには，文化財の全体像を把握することが必要であるが，文化財の全体像の把握には分野ごとに精粗があり，適切な保護措置を講じていくためには，まず，文化財情報の集積を行うことが必要である。

【文化財保護の裾野の拡大】

○　これまで，指定，登録及び記録選択等の制度を設け保護の措置を講じてきたところであるが，今後，有形及び無形の文化財を通じて，文化財の種別・性質等に応じ，保護対象の範囲の拡大，周辺環境を含めた保護の措置を講ずる方策などについて検討が必要である。その際には，登録制度や「歴史文化基本構想」の活用も有効である。また，都市行政，産業振興，地域振興，国際交流等他分野の施策との連携を深めることが重要となる。

②文化財の計画的な保存修理，防災対策の実施について

【長期にわたる修理，防災計画の立案，計画的な整備の実施】

○　我が国の文化財は，材質的にぜい弱なものも多く，破損箇所の修復等のみならず，良好な状態を保つための適時適切な修理や防火・防犯・耐震等の防災対策の取組を計画的かつ継続的に実施することが重要で，そのための支援の充実が必要である。

○　文化財の保存のためには，所有者による日常的な管理を適切に実施しつつ，その劣化状況，防災管理状況等を把握した上で，きめ細やかな対策を講じていくことが必要であり，所有者における維持管理の対策やそれに対する支援の充実が必要である。

○　修理等に不可欠だが，確保が困難な原材料については，新素材の研究等も含めその確保のための対策が必要である。

【周辺を含めた広域的な防災体制の構築】

○　文化財の防災対策については，文化財単体での防災設備の設置等の推進を図るとともに，周辺も含めた防災計画について，防災設備等のハード面の整備とともに，防災体制等のソフト面での整備も併せて実施することが必要である。

③文化財について理解を深めるための方策について

【子どものころからの文化財に関する教育及び親しむ機会の充実】

○　次代を担う子どもたちが，伝統文化や文化財について教育を受け，文化財に親しみを持ち，文化財の保護に対する理解を深めることは，子どもの持つ個性を伸ばすとともに，感性をはぐくむ

ために重要である。

○　学校教育においては，伝統文化に関する学習指導要領の記述も充実されてきており，学校教育を通じた，伝統文化や文化財について理解を深めるための教育やそれらに親しむ機会の充実を図るための取組が必要である。

【文化財の保護に関する理解の増進とこれらを支える仕組の構築】

○　文化財を将来の世代に持続的に継承していくためには，文化財についての人々の理解を深め，文化財を国民共有の財産として共に守っていこうという機運を醸成し，社会全体で文化財を支える仕組みを構築していくことが必要である。

○　文化財が近寄り難いと感じていたり，文化財へのかかわりの稀薄であったりした人々が，文化財に対する親しみや理解を深めるためには，それらの持つ価値等について解りやすく伝える取組が必要である。そのためには，文化財の公開や市民，NPO法人，企業，人材育成を担う教育界等の幅広い参画による文化財保護の取組の充実が必要である。

○　国指定等文化財への税制上の優遇措置は，文化財の保護に大きな貢献を果たしているところであり，その更なる充実に努めることが必要である。また，NPO法人や公益法人，企業等が地域で行う文化財の保存・活用への取組について，金銭的な寄附はもとより，保存活動への参画などを含めた文化財保護への多様な貢献に対して支援できる仕組みについて検討が必要である。

（3）無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

①伝承者養成の在り方について

【無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者養成の方策】

○　我が国固有の伝統と文化を反映し，長い歴史の中で受け継がれてきた無形の文化財や文化財を支える技術・技能が継承されなくなることが危惧されており，重点的に手だてを講ずるべきである。

○　伝承者等の養成には，各々の分野において，その裾野の拡大を図るとともに頂点も養成するといった形の，双方への手当が必要である。

○　伝承者の養成に際しては，技術・技能の研鑽，伝承が図られる機会を適切に確保するとともに，保持者に続く伝承者の養成を充実させていくことが必要であり，各分野の実情を踏まえ，裾野の拡大や研修機会の充実など，新たな養成の仕組みや支援の充実が必要である。

○　無形の文化財や文化財を支える技術・技能は，単なる伝統の保存・継承にとどまらず，社会の変化や時代の要請等に応じ，日々の錬磨を経て創意工夫がなされ，伝統的な“わざ”を基幹としつつ創造・発展してきた面を持つ。このような側面を踏まえた，無形の文化財や文化財を支える技術・技能の振興が必要である。

②担い手の裾野の拡大方策について

【学校，研究機関等との連携の方策】

○　無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者の裾野の拡大を図るため，学校や研究機関等との連携を強化することが必要である。

○　学校教育においては，学習指導要領の改訂により，伝統文化に関する記述は充実してきてい

る。学校教育における指導の充実には，例えば，伝統芸能に関し，関係団体等から実演家を学校に派遣し，教師とともに指導する取組などへの積極的な支援が必要であり，このような取組が全国的に広がりを持った恒常的な形で行われる仕組み作りが必要である。また，その際には，学校と実演家・団体等とを仲介し，コーディネートする人材が重要であり，そのための支援等も必要である。

【無形の文化財や文化財を支える技術・技能の価値の浸透を図るための方策】

○　無形の文化財や文化財を支える技術・技能について，国民文化祭等の活動を通じ親しむ機会を増やすとともに，理解を深めるための取組の充実が必要であり，それらの価値の浸透等を図るためには，顕彰等の活用も有効である。

（4）文化財を通じた国際協力・交流の推進

①文化財保護の国際協力の推進について

【国際協力の推進】

○　我が国に蓄積された保存修復に係る高度な知識，技術，経験等を生かした文化財保護の国際協力は，我が国が世界における多様な文化の発展に積極的に貢献していく上でも重要である。現在，国は，文化遺産国際協力コンソーシアムを中心とした取組を推進しており，本コンソーシアムの会員を増やすなどにより，関係省庁や研究機関等とも連携を図りつつ，更にその取組の強化を図ることが必要である。

○　我が国が行ってきた文化財保護の国際協力では，財政上の支援のみならず，海外での文化財の保存修復活動を通じて現地での人材育成を行うなど，現地における効果的な協力を行ってきており，このような支援策の一層の充実が必要である。

○　一方で，活動内容や実績が国民や国際社会に十分に認識されていない実状があり，国際協力の推進には，これらの活動について国民の理解や関心を高めることが必要であり，成果の周知や広報活動の充実が必要である。

【文化財保護の国際協力に係る人材の育成】

○　文化財の保存修復の技術者等は，プロジェクトごとに離散を繰り返すなど，人材が離散しやすい。我が国の文化財保護の国際協力を効果的に推進するため，人材の恒常的な活用に資する仕組みが必要である。

○　国際協力に係る人材の育成のため，学生等が国際協力関係機関で学んだり，プロジェクトに参加できる機会を設けるなど，海外で活躍できる文化財の保存修復に係る人材の育成に取り組むことが必要である。

○　将来的な文化財保護の国際協力に係る人材を育成するため，人類共通の貴重な遺産を国際社会が守ろうと努めていることについて，学校教育においても指導の充実が必要である。

②文化財を通じた国際交流の推進について

【国際発信の強化のための方策】

○　国際社会における文化の多様性について国民の共感を得て，諸外国との相互理解を増進するためには，海外に日本文化を発信するとともに，海外の文化を理解するための取組の強化が必

要である。

○　美術工芸品に加え，伝統的な芸能や技能等も含めて日本の伝統文化を戦略的に海外に発信する取組の充実を図ることが必要であり，そのための支援の充実も必要である。

3．文化財行政における「国」，「地方」，「新しい公共」各々の役割及び連携

【総論】

○　文化財は，我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない国民共通の財産であるとともに，各地域において長い歴史を経てはぐくまれてきた地域文化の精華であり，真に地域主体の社会を構築する際の礎となる。

○　地域文化を確実に継承していくためには，地域社会に係わるあらゆる主体の参画を得ることが重要で，各々の主体が地域文化の継承に係わることで，地域の文化的活動が活発化し，地域振興や地域コミュニティの活性化にもつながっていく。

○　地域文化を継承していくための取組を進めるに当たっては，国，地方公共団体，自ら活動に参画する地域の人々やNPO法人などの民間団体等が，各々の役割を明確にしつつ，相互に連携を図ることが必要である。

【国の役割等】

○　国民共通の財産である貴重な文化財は，過去の世代から託され，将来の世代に確実に継承すべきものであり，今日まで，文化財保護法に基づき国が主導的な役割を担い，保護の措置を講じ，継承してきた。今後とも，将来の世代に持続的に継承するための文化財の適切な保存の取組は，国が責任ある体制の下，主導的な役割を果たすことが必要である。

○　我が国は，現在，ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に 16 件が記載されるなど，世界的にも伝統文化の豊かさが高く評価されている。また，地域の風土や生活を反映した文化財は，地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札として期待も高まっており，成長戦略の一環として，国がその保存・活用について積極的な支援を行うなど，主導的な役割を果たすことが必要である。

○　地域で継承されてきた伝統的な文化は，地域の人々のよりどころとして連帯感をはぐくみ，共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っているが，昨今その継承が危ぶまれている。地域の多様で豊かな文化財の継承は，各地域で主体的に取り組むことが基本であるが，それらの文化財は日本文化全体の基盤を成すものであり，国は地方公共団体等と連携し，地域ごとの文化財保護の実情等にも留意しつつ積極的な支援を行うことが必要である。

○　その際には，寄附の促進及び税制上の優遇措置等についても的確に施策を講じることが必要である。

○　文化財について理解を深めるための取組については，国においても積極的に実施するとともに，NPO法人などの民間団体が主体となって実施する活動に対しても国として積極的な支援が必要である。

○　更に，我が国の貴重な文化財の散逸や海外流出を防ぐため，国や国立博物館等の買い上げ予算の充実を図るとともに，優れた未指定文化財も含めて散逸，流出を防ぐ方策について検討が必要である。

【地方公共団体の役割等】

○　今日，地域の住民一人一人が自ら考え，主体的に行動し，自ら暮らす町や村の未来に責任を持つという「地域主権」への転換が求められている。地域の人々に身近で多様な文化財を保存・継承していくには，地方公共団体の果たす役割は極めて大きい。

○　地域の文化財は，地域振興や観光振興等にも資するものであり，地方公共団体が，博物館の情報発信機能も活用し，自らが主体となって「歴史文化基本構想」の策定を推進するなどにより，域内の文化財を点としての保存・活用のみならず，線又は面として総合的に把握し，保存・活用することが必要である。

○　そのためには，地方公共団体において，財政措置の充実を図るとともに，文化財行政と地域振興，観光振興，産業振興などの幅広い分野との連携に取り組みつつ新たな展開を図ることが必要である。

【新しい公共の役割等】

○　新たな時代における文化財を支える仕組みとしては，「国」，「地方」といった「官」だけが担うのではなく，広く地域の人が参加し，社会全体で応援するという「新しい公共」の考え方に基づき，NPO法人や地域の人々などが参加できる基盤を形成し，積極的な「民」の活力を生かす取組が必要である。

○　NPO法人などが，自立して多様で自発的な活動を行うための基盤整備等への支援が必要である。

概　　要

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について（答申）の概要

第１　文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠
  →何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」
  →持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの

⇨ **国の政策の根幹に据え、今こそ「文化芸術立国」を目指す**

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

②文化芸術振興の波及力

- 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

③社会を挙げての文化芸術振興

- 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

第２　文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略　～「文化芸術立国」の実現を目指して　～

戦略1　文化芸術活動に対する効果的な支援

◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
◆諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
◆地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
◆劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
◆美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
◆民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
◆国立文化施設の機能充実及び運営見直し

戦略2　文化芸術を創造し、支える人材の充実

◆若手をはじめ芸術家の育成支援
◆文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実
◆文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実

戦略3　子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

◆芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
◆コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

戦略4　文化芸術の次世代への確実な継承

◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
◆積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
◆文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
◆アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用

戦略5　文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

◆有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用
◆新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

戦略6　文化発信・国際文化交流の充実

◆海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
◆中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
◆文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実
◆文化財分野の国際協力の充実
◆東アジアにおける国際文化交流の推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

（1）　横断的かつ総合的な施策の実施
- 重点戦略相互の施策を横断的に実施
- 関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施

（2）　計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルの確立等

第３　文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章（第8条以下）の各条に沿って基本的施策を列挙

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について（答申）の概要

文化芸術振興基本法に基づく，文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針。文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第2次基本方針を見直し，今後おおむね5年間（平成23年度～平成27年度）を見通して策定するもの。

第1　文化芸術振興の基本理念

1．文化芸術振興の意義

- 文化芸術は，人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの。何物にも代え難い心のよりどころ（誇りやアイデンティティを形成）であって，国民全体の社会的財産。
- 文化芸術は，創造的な経済活動の源泉，「ソフトパワー」であって，持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり，国力を高めるもの。
- 心豊かな国民生活を実現するとともに，活力ある社会を構築して国力増進を図るため，文化芸術振興を国の政策の根幹に据え，今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

2．文化芸術振興に当たっての基本的視点

（1）文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

- 民間と行政の役割分担の見直し，地方分権の推進，民間による多様な取組の広がり。
- 地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足。昨今の経済情勢や財政状況，指定管理者制度の導入等の影響により，文化芸術を支える基盤の脆弱化に危機感。
- グローバル化の進展に伴う，相互交流の促進と文化的アイデンティティ・多様性の問題。東アジアにおける交流深化への期待と我が国の国際的地位の相対的低下への懸念。
- 情報通信技術の発展・普及に伴う，利便性の向上と新たな社会的課題の惹起。

（2）基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

- 「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移し，国民生活の質的向上を追求するためにも人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が必要。
- 文化芸術は，その性質上，公的支援を必要とし，同時に社会的便益（外部性）を有する公共財であり，社会包摂の機能をもつ。
- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す。
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起し，社会関係資本を増大する観点から，公共政策としての位置付けを明確化。
- 文化芸術の特質を踏まえ，長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要。

②文化芸術振興の波及力

- 文化芸術は，もとより広く社会への波及力を有しており，教育，福祉，まちづくり，観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術の振興が必要。
- 雇用増大・地域活性化を図る観点，我が国の文化的存在感を高める観点も踏まえ，自国の強みを活かした施策の戦略的展開が必要。

③社会を挙げての文化芸術振興

- 地方公共団体には，地域の実情を踏まえた特色ある文化芸術振興の主たる役割。
- 民間による自発的支援は不可欠。「新しい公共」の担い手としても自立的活動に期待。
- 国では，大局的観点から展望を示すこと，国力の増進と文化芸術活動の基盤・諸条件の整備が主要な役割。地方や民間の取組への支援，地域間格差の是正努力も必要。
- 選択と集中の観点も踏まえ，厳しい財政事情にも照らして重点化・効率化を図りつつ，法制・財政・税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要。
- 個人，企業，民間団体，地方公共団体，国など各主体が，各々の役割を明確化しつつ相互の連携強化を図り，社会を挙げて文化芸術振興を図る必要。

第2　文化芸術振興に関する重点施策

1．六つの重点戦略　～「文化芸術立国」の実現を目指して　～

諸外国の状況も勘案しつつ，文化芸術活動を支える環境を充実させ，国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため，以下の六つの重点戦略を強力に推進。

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆ 文化芸術団体にとって，より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等新たな支援の仕組みを導入
- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため，諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入，早急に必要な調査研究，及び可能なところから試行的取組を実施
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を充実
- ◆ 劇場，音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討
- ◆ 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入
- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用促進のためのインセンティブ設計を通じ，民間による支援活動を促進，NPO等「新しい公共」による活動を支援
- ◆ 国立の美術館，博物館や劇場の機能充実，より柔軟・効果的な運営の仕組みを整備

重点戦略2：文化芸術を創造し，支える人材の充実

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会等の充実，顕彰制度の拡充等，若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実

◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実

◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実

重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

◆ 多彩な優れた芸術の鑑賞機会，伝統文化や文化財に親しむ機会を充実

◆ コミュニケーション教育をはじめ，学校における芸術教育を充実

重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承

◆ 計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承

◆ 文化財の積極的な公開・活用により，国民が文化財に親しむ機会を充実

◆ 文化財の総合的な保存・活用，登録制度等の活用により，文化財保護の裾野を拡大

◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け，可能な分野から作品・資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録の整備，積極的活用

重点戦略5：文化芸術の地域振興，観光・産業振興等への活用

◆ 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を地域振興，観光・産業振興等に活用

◆ 文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援，各地域における芸術祭，アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励

◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握，振興方策を検討

重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

◆ 舞台芸術，美術工芸品等の海外公演・出展，国際共同制作等への支援を充実

◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加，特色ある国際文化交流の取組を戦略的に支援，メディア芸術祭は世界的フェスティバルとして一層充実

◆ 文化発信・交流の拠点として美術館，博物館や大学の活動・内容を充実

◆ 海外の文化遺産保護等，文化財分野における国際協力を充実

◆ 東アジア芸術創造都市（仮称）や大学間交流等，東アジアにおける国際文化交流を推進

2．重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

（1）横断的かつ総合的な施策の実施

◦ 個別施策の企画立案段階から重点戦略相互の関連性に留意，施策を横断的に実施。

◦ 領域横断的な施策の実施のため，関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに，関係機関・団体等との協力を促進し，国家戦略として施策を総合的に推進。

（2）計画，実行，検証，改善（PDCA）サイクルの確立等

◦ 重点戦略に係るPDCAサイクルを確立し，不断の改善を図る必要。文化審議会において，施策の進捗状況を年度ごとに点検し，併せて有効な評価手法を確立。

第3　文化芸術振興に関する基本的施策

1．文化芸術各分野の振興

（1）芸術の振興

▸新たな支援の仕組みを導入し，世界に誇れる文化芸術の創造を支援　▸文化芸術への支援策をより有効に機能させるため，諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入，早急に必要な調査研究，及び可能なところから試行的取組を実施　▸トップレベルの団体と劇場，音楽堂等の拠点が連携した取組等への支援　▸芸術作品の鑑賞機会，芸術祭等の充実　▸芸術文化振興基金による助成事業等　▸新国立劇場における公演の充実

（2）メディア芸術の振興

▸メディア芸術祭の一層の充実，関連イベントとの連携推進，諸外国への発信　▸メディア芸術作品・関連資料等のデータベース整備・デジタルアーカイブ化等を推進　▸大学や製作現場等と連携し，若手クリエーターに専門的研修や作品発表の場を提供　▸日本映画・映像作品の製作環境の整備，国内外への発信や人材育成，国際共同製作への支援，東京国立近代美術館フィルムセンターにおける作品の収集・保管の推進

（3）伝統芸能の継承及び発展

▸歴史的・文化的価値の理解・普及，公演等への支援　▸伝統芸能の鑑賞機会を提供，古典の伝承と活性化　▸伝承者養成への支援，伝統的技術の後継者育成，原材料確保

（4）芸能の振興

▸創造活動，人材育成，普及活動に対する重点的支援等　▸芸能の鑑賞機会を提供

（5）生活文化，国民娯楽，出版物等の普及

▸衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興，国民娯楽に関する活動推進　▸出版物，レコード等の普及，国民が身近に親しめる環境整備

（6）文化財等の保存及び活用

▸文化財の公開・活用を積極的に推進　▸歴史文化基本構想の策定支援等，地域の文化財の総合的な保存・活用，文化財と周辺環境の一体的な保存・活用　▸文化財登録制度を活用し文化財保護の裾野を拡大　▸有形文化財の維持管理，修理の充実，防災・防犯対策への支援充実等　▸無形文化財の伝承者確保・養成，伝統的技術の継承　▸古墳壁画の保存・活用　▸文化財保存技術の保存・継承　▸世界遺産への登録推薦　　等

2．地域における文化芸術振興

▸多彩な文化芸術の鑑賞機会の充実，地域における創造活動等の支援，地域住民の文化芸術活動への参加促進　▸地域の特色ある文化芸術活動を推進，担い手を育成　▸関係機関の連携による地域文化の振興，文化芸術の創造性や魅力を教育，福祉，観光・産業等の分野に活用して地域活性化を図る取組を促進　▸伝統行事等の継承・発展，文化的景観の保護　▸アイヌ文化の振興

3．国際交流等の推進

▸海外公演や海外展，国際共同制作への支援充実等　▸中核的国際芸術フェスティバルへ

の支援，特色ある国際文化交流の取組，国際会議の日本開催を支援 ▸東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を推進 ▸文化人・芸術家等の相互交流・連携，国際的ネットワークの形成 ▸青少年の国際文化交流等の推進 ▸メディア芸術の情報拠点構築，海外発信 ▸日本文学作品の翻訳・普及，日本文化の総合的な情報発信 ▸文化遺産国際協力の推進 ▸アジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力

4. 芸術家等の養成及び確保等

▸新進芸術家等の海外留学，研修事業，活動成果の発表機会等の充実 ▸幅広い人材の養成・確保，研修充実による文化芸術活動を担う人材の育成 ▸関係機関の連携による計画的・系統的な人材育成 ▸文化芸術に係る教育・研究の充実 ▸芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備，社会的・経済的・文化的地位の向上

5. 国語の正しい理解

▸国語に関する調査の定期的実施，国語に対する意識の向上と国語力の育成 ▸改定常用漢字表等の普及 ▸敬語に関する具体的な指針の普及 ▸消滅の危機にある言語・方言の実態把握と調査研究 ▸学校教育の一層の充実 ▸子どもの自主的な読書活動の推進 ▸豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境の整備　等

6. 日本語教育の普及及び充実

▸対象者の拡大に対応した日本語教育の充実 ▸地域の実情に応じた日本語教室の開設，日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成・研修等 ▸日本語教員等の海外派遣・招聘研修の推進，情報通信技術を活用した日本語教材等の提供

7. 著作権等の保護及び利用

▸デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題について総合的な検討，法制度の整備・運用，調査研究の実施，著作物の流通促進のためのシステム構築等 ▸著作権に関する知識と意識の普及 ▸著作物等の海賊版の流通の防止・撲滅

8. 国民の文化芸術活動の充実

(1)国民の鑑賞等の機会の充実

▸文化芸術の公演・展示等への支援 ▸展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の導入等 ▸国民文化祭をはじめ，文化芸術に対する国民の関心喚起・参加促進する機会の充実 ▸文化ボランティア活動の活発化のための情報提供，相互交流の推進等

(2)高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実

▸施設のバリアフリー化，字幕・音声案内サービス，託児サービスの促進等，対象者のニーズに応じた工夫や配慮等を促進 ▸関係団体等の取組支援

(3)青少年の文化芸術活動の充実

▸多彩な優れた芸術の鑑賞機会，伝統文化や文化財に親しむ機会を充実 ▸青少年を対象とした公演等への支援，文化芸術活動の機会の充実 ▸指導者の養成・確保 ▸学校等と連携した地域の美術館，博物館における教育普及活動の充実

（4）学校教育における文化芸術活動の充実

▸体験学習など教育の充実，鑑賞機会の充実 ▸教員の資質向上，地域の芸術家等が教員と協力して指導を行う取組の促進 ▸伝統的な音楽に関する教育の適切な実施　等

9．文化芸術拠点の充実等

（1）劇場，音楽堂等の充実

▸地域の核となる劇場，音楽堂等の文化芸術活動を支援 ▸劇場，音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討 ▸国立劇場，新国立劇場等の活動の推進 ▸地域の劇場，音楽堂等の創造活動，芸術家等の配置・研修等への支援，情報提供等の充実　等

（2）美術館，博物館，図書館等の充実

▸企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底等 ▸学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実 ▸指定管理者制度の導入に関するガイドラインの作成等 ▸登録美術品制度の活用 ▸所蔵品の目録の整備，書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進 ▸国立美術館，国立博物館等の各機能の充実 ▸図書館が地域を支える情報拠点となるよう充実方策の提示等の支援 ▸司書等の資質向上を図る研修等の充実 ▸博物館・図書館・公文書館（MLA）等の連携促進

（3）地域における文化芸術活動の場の充実

▸社会教育施設，学校施設等の利用の促進　等

（4）公共の建物等の建築等に当たっての配慮

▸周囲の環境や景観，歴史，文化等と調和した施設の整備・保全

10．その他の基盤の整備等

（1）情報通信技術の活用の推進

▸多様な文化芸術，映画・映像，文化財等の情報のネットワーク化・アーカイブ化等 ▸科学技術の活用等を通じた取組の推進　等

（2）地方公共団体・民間の団体等への情報提供等

▸各種の情報・資料の収集・保存（アーカイブの構築），活用方法の検討等 ▸相談，助言等の窓口機能の整備　等

（3）民間の支援活動の活性化等

▸寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用　等

（4）関係機関等の連携等

▸関係府省間の連携・協働，関係機関等が役割を明確化，相互の連携強化，協力促進

（5）顕彰

▸積極的な顕彰

（6）政策形成への民意の反映等

▸国民の意見を十分考慮した上での政策形成 ▸各地域における情報・意見の交換を行う場の設定 ▸基礎的データの収集，各種調査研究の充実 ▸適切な評価方法の確立

参　　考

文化芸術振興基本法 （平成１３年１２月７日　法律第１４８号）

目次

前文
第一章　総則（第一条ー第六条）
第二章　基本方針（第七条）
第三章　文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条ー第三十五条）
附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

２　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

３　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
４　文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
５　文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
６　文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
７　文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
８　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条　国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条　政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本方針

第七条　政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
３　文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
４　文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条　国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）
第九条　国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（伝統芸能の継承及び発展）
第十条　国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（芸能の振興）
第十一条　国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）
第十二条　国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（文化財等の保存及び活用）
第十三条　国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（地域における文化芸術の振興）
第十四条　国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（国際交流等の推進）
第十五条　国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。
２　国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。
（芸術家等の養成及び確保）
第十六条　国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。
（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）
第十七条　国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
（国語についての理解）
第十八条　国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるもの

とする。

（日本語教育の充実）

第十九条　国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条　国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条　国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条　国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条　国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条　国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条　国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条　国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条　国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条　国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条　国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に

関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条　国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条　国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条　国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

２　国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条　国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条　国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条　地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（文部科学省設置法の一部改正）

２　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について配慮をすべきである。

一　文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
二　本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
三　我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
四　文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
五　文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
二　本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
三　文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
四　文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。
五　我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
六　我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。
七　小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実に配慮すること。

右決議する。

２１庁 房 第 ２２３号
平成22年諮問第9号

文 化 審 議 会

次の事項について，別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について

－「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）」の策定に向けて－

平 成 22 年 2 月 10 日

文 部 科 学 大 臣　　川 端　達 夫

（理　由）

文化芸術は，過去から未来へと受け継がれ，人々に喜びや感動を与えると同時に，経済や国際協力をはじめ我が国のすべての営みの基盤として極めて重要であると認識しております。

我が国は，戦後，大きく経済発展を遂げ，文字どおり成熟した経済の時代を迎えましたが，それと同時に，質の高い文化芸術の振興が心豊かな国民生活，活力ある社会を構築し，真の経済発展をもたらすという新たな国家戦略，言い換えれば新たな「文化芸術立国」の時代を迎えつつあると言えます。このような時期にあっては，豊かな文化資源の蓄積を促し，そこから新たな文化を創造し，優れた人材を育て，内外に積極的に発信していく視点が極めて重要であると考えます。

また，子どものうちから文化芸術にじかに触れ，豊かな心や感性，創造性やコミュニケーション能力を培うことは，人格形成に大きな影響を与えるものであり，新たな「文化芸術立国」の時代においては，次代の文化芸術を担う人材の育成の観点からも，ますますその重要性が高まっております。

私は就任以来，「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を置き，文化芸術の振興に努めてまいりましたが，このたび第10期文化審議会の発足に当たり，第3次の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定をも念頭に，改めて文化芸術の振興のための基本的な施策の在り方について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には，以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

（1）国の政策としての文化芸術振興の意義について

まず第一に，国の政策としての文化芸術振興の意義についてであります。

文化芸術振興の重要性については論をまちませんが，改めて国が文化芸術振興に果たす役割についてお示しいただきたいと思います。

国においては文化庁はじめ関係府省によりかねて各般の文化芸術振興施策が講じられ，平成13年に成立した文化芸術振興基本法においても，文化芸術振興に関する施策を総合的に策定・実施することが国の責務として明確に位置付けられておりますが，最近の「国から地方へ」「官から民へ」の流れの中で，文化芸術振興に果たす国の役割が改めて問われております。

このような状況を踏まえ，文化芸術振興は国民にとってどのような意義を持つのか，国が公共政策として文化芸術を振興することはなぜ必要なのか，社会を挙げて文化芸術振興を目指す上でどのような取組が必要なのか等につき，しっかりとした御議論をお願いいたします。

(2) 文化芸術振興のための基本的視点について

第二に，文化芸術振興のための基本的視点についてであります。

まず，文化芸術振興施策の現状について，現行の第2次基本方針の実施状況を中心に検証・評価し，それを踏まえ，文化芸術振興のための基本的な方策を明らかにしていただきたいと思います。

また，「ソフト」と「ヒューマン」に軸足を置いた文化芸術振興について，頂点の伸長，裾野（すそ）の拡大，経済活動・地域活動の活性化，国際交流の推進等の観点から，今後の基本的な方向性をお示しいただきたいと思います。

さらに，文化芸術振興を担う各主体の役割に関し，国，地方，民間，個人等の役割は何か，国の推進体制をどのようにするか等についても御検討をお願いいたします。

(3) 文化芸術振興のための重点施策について

第三に，上記の文化芸術振興の意義及び基本的視点を踏まえ，文化芸術振興のための重点施策について具体的にお示しいただきたいと思います。

まず，文化芸術の分野ごとの振興策についてであります。

舞台芸術，美術，映画，メディア芸術，生活文化，文化財など分野の区分と政策目標をどのように設定するか，それぞれの効果的・効率的な振興方策をどのように構築するか等につき，明らかにしていただきたいと思います。

次に，文化を支える人材の育成についてであります。

芸術家とそれをサポートする人材をどのように育成するか，無形文化財の伝承者や文化財保存技術の後継者をどのように育成するか，将来の文化の担い手たる子どもたちへのアプローチをどのように図るか等の観点から，御検討をお願いいたします。

さらに，文化発信と国際交流の推進についてであります。

文化発信をどのように進めるか，特に東アジアを中心に世界との文化交流の推進方策について，御検討をお願いいたします。その際，狭い意味での文化のみならず，日本人の生活文化全般を，観光振興等にも留意しながら積極的にアピールしていく視点も重要であると考えます。

最後に，文化芸術を振興するための新たな手法の導入についてであります。

具体的には，寄附税制の拡充を含む寄附文化の醸成についてどのように考えるか，マッチング・グラントなど民間資金導入の新たな仕組みをいかにして構築するか，国，地方，民間，企業等による共通基盤と協働の場をどのように整備するか，劇場，音楽堂など文化芸術拠点の充実をいかに図るかをはじめ，文化芸術振興のための効果的手法について，広く御検討いただきたいと思います。

以上の三点が，中心的に御審議をお願いしたい事項でありますが，このほかにも文化芸術全般にわたり必要な事項について御検討をお願いいたします。

第10期文化審議会委員

（平成２３年１月３１日現在）

足立　直樹	凸版印刷(株)代表取締役会長
石上　英一	大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事
いで　はく	作詞家、一般社団法人日本音楽著作権協会理事
内田　伸子	お茶の水女子大学大学院教授
佐々木丞平	(独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長
里中満智子	ﾏﾝｶﾞ家
清水　擴	元東京工芸大学教授
田村　孝子	静岡県ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝｱｰﾂｾﾝﾀｰ「ｸﾞﾗﾝｼｯﾌﾟ」館長
堤　剛	ﾁｪﾘｽﾄ、桐朋学園大学学長、ｻﾝﾄﾘｰﾎｰﾙ館長
東倉　洋一	国立情報学研究所副所長
土肥　一史	日本大学大学院教授
中山　信弘	明治大学特任教授、東京大学名誉教授、弁護士
◎西原　鈴子	元東京女子大学教授
野村　豊弘	学習院大学教授
林　史典	聖徳大学教授
林田　英樹	国立新美術館長
○宮田　亮平	東京藝術大学学長
森西　真弓	大阪樟蔭女子大学教授
山内　昌之	東京大学教授
山脇　晴子	(株)日本経済新聞社文化事業局長

（◎会長、○会長代理）

文化審議会第８期文化政策部会委員

（平成２３年１月３１日現在）

青柳　正規	(独)国立美術館理事長、国立西洋美術館長
小田　　豊	長岡京市長
加藤　種男	(財)ｱｻﾋﾋﾞｰﾙ芸術文化財団事務局長
後藤　和子	埼玉大学大学院教授
酒井　忠康	世田谷美術館長
佐々木丞平	(独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長
里中満智子	ﾏﾝｶﾞ家
鈴木　康友	浜松市長
高萩　　宏	東京芸術劇場副館長
○田村　孝子	静岡県ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝｱｰﾂｾﾝﾀｰ「ｸﾞﾗﾝｼｯﾌﾟ」館長
堤　　剛	ﾁｪﾘｽﾄ、桐朋学園大学学長、ｻﾝﾄﾘｰﾎｰﾙ館長
坪能　克裕	作曲家、日本現代音楽協会会長
富山　清琴	地歌箏曲家、(社)日本三曲協会理事
西村　幸夫	東京大学大学院教授
浜野　保樹	東京大学大学院教授
増田　勝彦	昭和女子大学大学院教授
◎宮田　亮平	東京藝術大学長
山内　昌之	東京大学教授
山脇　晴子	(株)日本経済新聞社文化事業局長
吉本　光宏	(株)ﾆｯｾｲ基礎研究所主席研究員・芸術文化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ室長

（◎部会長、○部会長代理）

平 成 ２２年 ３月 ２３日
文化審議会文化政策部会決定

文化審議会文化政策部会ワーキンググループの設置について

１ 趣 旨

平成22年2月10日付け文化審議会諮問第9号に係る諮問事項のうち、(3)「文化芸術振興のための重点施策」に関する専門的事項に係る調査検討を行うため、文化審議会文化政策部会運営規則第3条の規定に基づき、文化政策部会にワーキンググループを設置する。

２ 設置するワーキンググループ及び調査検討事項

(1)舞台芸術ワーキンググループ
①頂点の伸長について
②裾野の拡大について
③公演支援の在り方について
④芸術拠点の形成について
⑤人材育成について
⑥海外への発信について

(2)メディア芸術・映画ワーキンググループ
①製作支援の在り方について
②人材育成について
③作品の保存について
④海外への発信について
⑤質の高い作品の発表・鑑賞機会の確保について

(3)美術ワーキンググループ
①博物館の管理運営方策の充実について
②美術品の鑑賞機会の充実及び美術作品制作への支援の在り方について
③アートマネジメント人材の育成について
④アーカイブについて

(4)くらしの文化ワーキンググループ
①生活文化の普及方策について
②衣食住文化の観光振興、地域振興、文化発信等への活用について

(5)文化財ワーキンググループ
①文化財の適切な保存・活用について
②文化財に関する伝承者の養成等について
③文化財による地域活性化について
④文化遺産保護における国際交流・協力の推進、日本文化の発信の強化について

３ 構 成

文化審議会文化政策部会長の指名する委員及び臨時委員並びに各ワーキンググループに分属された専門委員により構成する。

これにかかわらず、文化政策部会長は、その他の委員及び文化政策部会に分属する臨時委員に会議への出席を求めることができるものとする。

４ その他

各ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、各ワーキンググループにおいて定める。

ワーキンググループ委員名簿

（1）舞台芸術ワーキンググループ

＜委　員＞

田村　孝子　　静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」館長

堤　　剛　　チェリスト、桐朋学園大学学長、サントリーホール館長

＜臨時委員＞

高萩　　宏　　東京芸術劇場副館長

坪能　克裕　作曲家、日本現代音楽協会会長

吉本　光宏　（株）ニッセイ基礎研究所主席研究員・芸術文化プロジェクト室長

＜専門委員＞

小山　久美　（財)ｽﾀｰﾀﾞﾝｻｰｽﾞ・ﾊﾞﾚｴ団常務理事、昭和音楽大学短期大学部教授

支倉二二男　（社）日本オーケストラ連盟常務理事

中山　欽吾　（財)東京二期会常務理事

西川　信廣　（社)日本劇団協議会会長

米屋　尚子　（社)日本芸能実演家団体協議会芸能文化振興部次長

（2）メディア芸術・映画ワーキンググループ

＜委員＞

里中満智子　マンガ家

＜臨時委員＞

浜野　保樹　東京大学大学院教授

＜専門委員＞

石原　恒和　(株)ポケモン代表取締役社長

華頂　尚隆　(社)日本映画製作者連盟事務局長

西村　　隆　(財)日本映像国際振興協会事務局長

布川　郁司　一般社団法人日本動画協会理事長

堀越　謙三　東京藝術大学教授

桝山　　寛　(株)マスヤマコム代表取締役社長

森山　朋絵　東京都現代美術館学芸員

（3）美術ワーキンググループ

＜委　員＞

佐々木丞平　（独）国立文化財機構理事長、京都国立博物館長

＜臨時委員＞

青柳　正規　（独）国立美術館理事長、国立西洋美術館長

加藤　種男　（財）アサヒビール芸術文化財団事務局長

酒井　忠康　世田谷美術館長

＜専門委員＞

秋元　雄史　金沢 21 世紀美術館長

木下　達文　京都橘大学准教授

佐々木秀彦　東京都美術館施設活用担当係長

端　　信行　兵庫県立歴史博物館長

水谷　長志　(独)国立美術館本部事務局情報企画室長

（4）くらしの文化ワーキンググループ

＜委　員＞

山内　昌之　　東京大学教授

山脇　晴子　（株）日本経済新聞社文化事業局長

＜臨時委員＞

後藤　和子　　埼玉大学教授

鈴木　康友　　浜松市長

＜専門委員＞

矢野　　環　　同志社大学教授

梶浦　秀樹　（株)庵代表取締役

N. ゴードン　在日オーストラリア大使館参事官

高木　美保　　タレント

辻　　芳樹　　学校法人辻料理学館理事長、辻調理師専門学校校長

原　由美子　　ファッションディレクター

（5）文化財ワーキンググループ

＜委員＞

佐々木丞平　（独）国立文化財機構理事長、京都国立博物館長

＜臨時委員＞

小田　　豊　　長岡京市長

富山　清琴　　地歌箏曲家、（社）日本三曲協会理事

西村　幸夫　　東京大学大学院教授

増田　勝彦　　昭和女子大学大学院教授

＜専門委員＞

清水　真一　（独)国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力ｾﾝﾀｰ長

審議経過

第50回総会（平成 22 年 2 月 10 日）
○ 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について(諮問)

第１回（平成 22 年 2 月 10 日）
○ 部会長の選任等
○ 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について(審議)

第２回（平成 22 年 3 月 8 日）
○ 国の政策としての文化芸術振興の意義について(審議)

第３回（平成 22 年 3 月 11 日）
○ 文化芸術振興のための基本的視点について(審議)

第４回（平成 22 年 3 月 23 日）
○ 文化芸術振興のための重点施策について(審議)
○ ワーキンググループ(WG)の設置について(決定)

《「文化芸術振興のための重点施策」に関する専門的事項について調査検討》

－	舞台芸術ＷＧ	：	4/13	4/20	4/26 の計３回
－	メディア芸術･映画ＷＧ	：	4/9	4/21	4/28 の計３回
－	美術ＷＧ	：	4/14	4/23	5/7 の計３回
－	くらしの文化ＷＧ	：	4/9	4/13	4/28 の計３回
－	文化財ＷＧ	：	4/7	4/20	4/28 の計３回

第５回（平成 22 年 5 月 12 日）
○ 各WGにおける意見のまとめについて(報告)

第６回（平成 22 年 5 月 19 日）
○ 「審議経過報告」骨子(案)について(審議)

第７回（平成 22 年 5 月 24 日）
○ 「審議経過報告」(素案)について(審議)

第８回（平成 22 年 6 月 2 日）
○ 「審議経過報告」(案)について(審議)

第51回総会（平成 22 年 6 月 7 日）
○ 文化政策部会における審議経過について(報告)

※ 国民からの意見募集（平成 22 年 6 月 8 日～平成 22 年 7 月 23 日）

第９回（平成 22 年 9 月 8 日）
○ 「審議経過報告」の平成 23 年度概算要求等への反映状況について(報告)
○ 「審議経過報告」に対する意見募集の結果について(報告)
○ 第2次基本方針(重点事項)の実施状況の評価について(審議)

懇談会（平成 22 年 9 月 13 日）

○ 文化芸術関係団体からのヒアリング①

・（社）日本芸能実演家団体協議会　・全日本舞台･テレビ技術関連団体連絡協議会
・（社）日本漫画家協会　・（一社）日本アニメーター･演出協会
・（社）日本オーケストラ連盟　・（公社）能楽協会
・（特活）アートＮＰＯリンク　・（特活）全国町並み保存連盟

第10回（平成 22 年 9 月 15 日）

○ 文化芸術関係団体からのヒアリング②

・（社）企業メセナ協議会　・（社）日本劇団協議会
・（社）日本演奏連盟　・（社）日本写真家協会
・（社）全国国宝重要文化財所有者連盟　・（社）全国公立文化施設協会
・（特活）映像産業振興機構（ＶＩＰＯ）

第11回（平成 22 年 9 月 29 日）

○ 答申･第3次基本方針の構成等について(審議)
○ 重点戦略の在り方について(審議)
○ 政策目的･達成目標の在り方について(審議)

第12回（平成 22 年 10 月 20 日）

○ 重点戦略の在り方について(審議)
○ 政策目的･戦略目標の在り方について(審議)
○ 配慮事項等について(審議)

第13回（平成 22 年 11 月 8 日）

○ 重点戦略の在り方について(審議)
○ 政策目的･戦略目標の在り方について(審議)
○ 配慮事項等について(審議)

第14回（平成 22 年 11 月 22 日）

○ これまでの意見の整理①
○ 重点戦略の工程表について(審議)

第15回（平成 22 年 12 月 1 日）

○ これまでの意見の整理②

第16回（平成 22 年 12 月 20 日）

○ 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について(答申素案)(審議)

第17回（平成 23 年 1 月 17 日）

○ 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について(答申案)(審議)

第52回総会（平成 23 年 1 月 31 日）

○ 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について(答申)